

平成24年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月19日開会～6月21日閉会

双葉町議会

平成24年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6月19日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	8
報告第2号	12
報告第3号	13
議案第57号から推薦第1号までの一括上程	13
提案理由の説明	13
散 会	16

第 2 日 (6月20日)

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	18
職務のため議場に参加した者の職氏名	18
開 議	19

議事日程の報告	19
一般質問	19
高萩文孝君	19
菅野博紀君	25
発言の取り消し	36
清川泰弘君	37
岩本久人君	41
白岩寿夫君	51
発言の取り消し	59
羽山君子君	60
発言の取り消し	67
散会	67

第 3 日 (6月21日)

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	70
職務のため議場に出席した者の職氏名	70
開議	71
議事日程の報告	71
議案第34号の質疑、討論、採決	71
議案第35号の質疑、討論、採決	71
議案第36号の質疑、討論、採決	74
議案第37号の質疑、討論、採決	75
議案第38号の質疑、討論、採決	76
議案第39号の質疑、討論、採決	77
議案第40号の質疑、討論、採決	78
議案第41号の質疑、討論、採決	78
議案第42号の質疑、討論、採決	79
議案第43号の質疑、討論、採決	81
議案第44号の質疑、討論、採決	82
議案第45号の質疑、討論、採決	82

議案第46号の質疑、討論、採決	83
議案第47号の質疑、討論、採決	84
議案第48号の質疑、討論、採決	84
推薦第1号の採決	91
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	92
決議案の提出	93
日程の追加	93
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
閉 会	95

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

24 双葉町告示第12号

平成24年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年5月29日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成24年6月19日（火）
午前10時

2. 場 所 加須市騎西総合支所3階議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 岩本久人君
5番 菅野博紀君
7番 伊澤史朗君

2番 白岩寿夫君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成24年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年6月19日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 委員長報告 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会報告
(双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員長)
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第2号 平成23年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第7 報告第3号 平成23年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第8 議案第34号 専決処分の承認について
専決第2号 双葉町復興まちづくり基金条例の制定について
- 日程第9 議案第35号 専決処分の承認について
専決第3号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第36号 専決処分の承認について
専決第4号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第37号 専決処分の承認について
専決第5号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第38号 専決処分の承認について
専決第6号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第39号 専決処分の承認について
専決第7号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第40号 専決処分の承認について
専決第8号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第41号 専決処分の承認について
専決第9号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第42号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第44号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第45号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第46号 双葉町子育て応援基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第47号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第22 議案第48号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 推薦第1号 双葉町農業委員会委員の推薦について
- 日程第24 提案理由の説明
- 散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川 克隆 君
副町長	井上 一芳 君
教育長兼 職務代理者兼 教育総務課長	高野 憲一 君
秘書広報課長	大住 宗重 君
参事兼総務課長	武内 裕美 君
税務課長	大沼 武 君
福島支所長兼 産業振興課長兼 建設課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティセンター所長	大橋 利一 君
住民生活課長	渡邊 勇 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本 良一 君
会計管理者	半谷 安子 君
生涯学習課長	今泉 祐一 君
企画課課長補佐 兼企画調整係長 兼原子力対策係長	平岩 邦弘 君
代表監査委員	五十嵐 一雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野 利彦
書記	大浦 寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番、高萩文孝君、5番、菅野博紀君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月14日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月21日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から21日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会の報告を行います。

双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員長、伊澤史朗君。

(双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員長
伊澤史朗君登壇)

○双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員長(伊澤史朗君) おはようございます。
特別委員会の報告をさせていただきます。

平成24年6月15日。双葉町議会議長、佐々木清一様。双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会委員長、伊澤史朗。

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、調査事件。(1) 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会アンケート調査について。

2、調査の経過。回数、4回。日時、平成24年4月12日木曜日、午前10時から午前10時45分。平成24年5月16日水曜日、午前9時から午後5時。平成24年5月17日木曜日、午前9時から午後3時。平成24年6月14日木曜日、午後2時から午後2時35分。場所、双葉町役場埼玉支所3階会議室。出席委員、伊澤史朗、岩本久人、菅野博紀、清川泰弘、高萩文孝、白岩寿夫、羽山君子。欠席委員、なし。

3、調査の概要。

去る3月定例議会において、「双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会」が設置され、それに伴い、調査特別委員会は、双葉町民世帯へのアンケート調査を行いました。発送件数2,823件でありましたが、個人情報保護法に抵触する可能性があり、どうしても住所等を議会として調査できませんので、町の広報に入れて発送ということになりました。回収件数につきましては1,432件でしたが、役場の広報を発送して5月10日必着ということをお願いしましたところ、届いていないという連絡がありました。広報は来ているが、アンケートは入っていないとか、どちらも来っていないとか、このような人には後で対応して発送しました。

回収件数1,432件、回収率50.7%と半数を超える回答結果でありました。今年1月に実施いたしました議「議会と町民との懇談会」においても要望・意見が多く寄せられた課題でありました。

設問は5つほど考えました。なぜ少ない設問数にしたかということ、町でアンケートを出したときに、17.2%ということで余り回収率がよくなかったのも、なるべく町民の皆さんに、わかりやすく、簡単に回答できるようにしました。さらに、回収率を上げるためにどのような方法をとったら話して、このような設問数になりました。ただし、設問だけでなく、町民の皆さんの要望や不満、意見等があると思いますので、設問6で書いていただきました。

設問1ですが、男性・女性ということで設問いたしました。回収は、男性が947名、女性が480名、不明が5名、男性が66.1%、女性が33.5%、不明が0.4%という結果になりました。

設問 2 は、年齢で20代から80代まで10代ごとに区切って回答させていただきました。したがって、20代は32名、30代は115名、40代は147名、50代は357名、60代は414名、70代は374名、80代以上は143名で、これから50代が22.6%、60代が26.2%、70代が23.7%とこれらの年代が多かったという結果になりました。

設問 3 の職業につきましては、震災後、職業についていない人があり、震災前と震災後ということで職業も入れさせていただきました。震災前は、会社員が508名、公務員が63名、農業が189名、自営業が170名、その他が491名で、会社員が35.7%、その他が34.6%です。震災後は、会社員が307名、公務員が48名、農業が18名、自営業が49名、その他が999名でした。この中でその他が2倍になっているということは、失業者、休職者がいまだに先が見えない状態が続いているということでもあります。

設問 4 については、現在の居住地が福島県内か福島県外かということで回答をいただきました。福島県内が892戸、県外が589戸でした。比率は県内が60.2%、県外が39.8%でした。

設問 5 については、福島県内に役場機能本体を戻すとしたらどこがいいですかについては、具体的に書いてもらうか委員会でも迷ったところでした。県内は、浜通り地方、中通り地方、会津地方の3地方ということで答えてもらいました。そして、その中でどこの市町村がよいか具体的に書いてもらいました。浜通りが915件、中通りが486件、会津地方が40件で、浜通り地方が58.5%、中通り地方が31%、会津地方が2.6%でした。

市町村では、浜通り地方で多いのが、いわき市が778件、南相馬市が54件、広野町が35件、相馬市が27件でした。中通り地方では、郡山市332件、福島市84件、白河市51件、田村市15件でした。会津地方では、会津若松市で27件、猪苗代町が5件でした。この結果、いわき市が断トツに多く、この数字は半数を占めています。次が郡山市、福島市、南相馬市、白河市、広野町の順になっております。以上の結果になりました。

双葉町民は、福島県内に半数以上の3,600人居住しており、環境、風土、習慣など総合に判断すると、特別委員会としては全員一致のもと、いわき市が最適と考えます。福島県はもとより、該当の自治体には執行部として誠心誠意対応することにより、役場機能本体を移転することが最重要であると判断し、町長はこのことを重く受けとめ、速やかに決定していただきたく報告をいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第5、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 平成24年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございました。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生から1年3カ月が経過いたしました。依然として「警戒区域」の指定の中、厳しい避難生活を強いられています。そして、見えない放射線への不安とも戦いながら、全国の町民の皆さんは必死に毎日生き抜いております。

こうした中、国においては警戒区域等の見直しに当たり、新たに3つの区域を設定する方針を示しておりますが、除染のロードマップを初め、補償・賠償、健康問題、インフラ復旧計画などが依然として明確にされておられません。町といたしましても、議会における方針も踏まえて、「避難指示区域の見直しに当たっては、町内全域を帰還困難区域とすること」とし、町内における放射線量の最も高い地域に合わせて町内全域を「帰還困難区域」に統一した扱いとすること。加えて、同様に賠償基準についても、一律賠償とすること。以上のことについて、復興大臣へ要望書を提出いたしました。国は、原発事故の被害者、犠牲者である私たちの現状をしっかりと考えていただき、対処されるよう望むものであります。

双葉地方の復興、帰還に向けた課題の共有化を図るための話し合いの場としての双葉地方町村及び福島県と国との協議会が設置されました。課題について県と8町村と一緒に国の進行管理をチェックしていくことを確認しております。8町村が国に求めていた双葉郡の復興像や賠償などの7項目については、具体性に欠けることから、再度踏み込んだ回答を求めておりますが、まだ示されておられません。

あわせて、副町村長レベルの会議の中で、7項目をベースに整理した「除染」・「賠償」・「健康管理」を柱に国へ対応策を求めていくことで決定、町村長会議の中でも確認いたしました。これを受けて、去る6月9日には、双葉地方町村及び福島県と国との協議会が、各担当大臣、県知事が出席のもと開催されました。この中では、賠償基準の検討状況、避難指示区域の見直しに向けた取り組み状況、健康不安対策等の課題3項目とあわせ国の取り組み方針（グランド・デザイン）の説明があり、意見交換を行いました。

しかし、まだ内容的に十分でないことから、一たん各町村ともに持ち帰り、改めて町村側の意見を返すことといたしました。また、賠償基準については、別途協議することといたしました。一歩前進した内容が提示されたことを評価したいと思いますが、さらに詳細を詰めてまいりたいと考えております。

3月定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

3月29日、旧騎西高校避難所におきまして、自治会設立総会が開催されました。堀川光男さんが会

長に選出され、4月1日から会長を中心として自主的な避難所運営が行われることを期待しております。

5月1日は、厳しい避難生活が続く中、町民の皆様にとりまして大変うれしいニュースがありました。双葉町の競輪選手「渡邊一成さん」のロンドンオリンピック出場決定が発表されました。2008年の北京オリンピックに続きまして、2大会連続出場となります。ぜひメダルを獲得していただき、感動を与えていただきたいと思います。町を挙げてお祝いを申し上げたいと思います。

なお、今月22日に郡山市のホテルにおきまして、渡邊選手の壮行会を開催いたしますので、多くの皆様のご参加のもと、激励をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5月25日、体内被曝検査測定器・ホールボディカウンタをひばりプロダクション様からご寄贈いただきました。これは、昨年11月、東京ドームで行われました「東日本チャリティー美空ひばりメモリアルコンサート」の収益から購入されたもので、今後、町民の内部被曝検査のために有効に活用させていただきますと思っています。

5月からは、大震災と原子力発電所事故により、昨年度は実施できませんでした婦人学級、高齢者大学、郷土文化教室、健康生活学級の生涯学習事業を順次スタートしたところであります。町民の皆様のコミュニティを因る場として引き続き進めてまいります。

6月10日には、関東方面における町政懇談会を実施し、東京都や神奈川県に避難されている町民の方々と懇談を深めてまいりました。懇談の主なものとして、役場機能についての考えや損害賠償、仮の町、中間貯蔵、除染など、たくさんのご意見、要望をいただきました。

昨年の東日本大震災及び原子力災害から1年3カ月が過ぎ、先の見えない避難生活で大変ご苦労をされており、皆さんの意見をできるだけ早く実現できるよう、政府等に対して強く求めてまいるところであります。

現在実施中の4巡目の一時帰宅につきましては、3巡目と同様にマイカーでの帰宅にあわせて運送事業者や修理事業者などの帯同も可能ですが、今回から一時立ち入り専用のコールセンター方式で受け付け、許可証の発送などを行っております。6月8日現在では1,061世帯、2,821人の方が一時帰宅を行っており、今回の一時帰宅は7月中旬までを予定しております。今回も南相馬市からの立ち入り日程を設けておりますが、警戒区域内の他町村と調整しながら実施しているため、北方面に避難されております町民の皆さんには日程的な不自由さをおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

東日本大震災に関連する災害弔慰金は、これまで平成23年度と平成24年度で60件、1億7,750万円を支給しております。審査会では、現在でも郡内各町村からの申請書が数多く提出され、厳正な審査が続けられており、認定審査会での決定を受けた場合には、速やかな給付手続が行われております。

居住環境における空間放射線量の確認のために、昨年度から仮設住宅周辺の空間放射線量率については、多くの皆様のご協力により定期的に測定を行い、その測定結果を双葉町のホームページなどで

も適時公表しております。また、全国的な規模で空間放射線量のモニタリング体制の整備が進んでおり、本年度も警戒区域だけでなく、福島県内全域での整備が予定されております。双葉町で独自に実施した町内の空間線量並びに土壌の放射線量測定結果も参考にしながら、今後も独自の測定を実施して、町内の汚染状況の把握にも努めてまいりますので、関係者のご協力をお願いいたします。

なお、放射性物質による汚染量の簡易測定用としてGM型サーベイメータを福島支所に10台、埼玉支所に5台それぞれ配備し、貸し出しを行っておりますが、現在、各支所ともに順調な活用状況が報告されております。

双葉町復興まちづくり計画策定のための財源として東日本大震災復興交付金を復興庁に申請しておりましたが、3月30日に5,220万5,000円が交付されました。仮の町を見据えた復興まちづくり計画を策定するに当たって、町民の皆さんからの意見の聴取や希望を仮の町に反映させるための具体的な手法の提案と、その運営を担う委託事業者の公募を4月25日から5月11日にかけて行いました。その後、提出された5事業者からの提案を審査するため、庁内プロポーザル審査委員会を2回開催し、業務実施体制と配置予定技術者の業務実績、業務実施方針と実施フローなどの企画提案内容について厳正に審査して委託事業者を特定いたしました。現在、委託契約の事務手続を進めているところであり、早急に委託契約を締結し、計画策定業務に着手する考えであります。

また、復興まちづくり委員会については、関係団体の代表者、学識経験者、町職員などで構成する予定で、現在、委員の選考を進めております。次の時代を担う子供たちや若い世代を含めた町民の皆さんのご意見や考え方などを十分に尊重したいと考えており、仮の町のあり方など復興まちづくり計画の策定に向けて活発なご議論をお願いしたいと考えております。

被災町民の皆さんの原子力損害賠償手続を支援するための双葉町弁護士による相談説明会を4月以降、神奈川県、千葉県、山形県、栃木県において開催いたしました。また、弁護士への委任状況につきましては、6月13日現在で222世帯、559名分の受任報告を受けております。また、原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介の集団申し立て件数は、5月分までで145世帯、360名となっております。このうちことし2月に申し立てた分の紛争解決センターによる第1回目の口頭審理が、6月13日に旧騎西高校で行われました。口頭審理では、和解仲介申し立てを行った12世帯の町民の方が、事故直後の悲惨な避難の実態と、双葉町での生活を奪われた町民のつらい避難生活の実情を説明しながら、損害額の正当性を訴えておりました。原子力損害賠償手続は、遅々として前に進んでいない状況ですが、避難生活が長期化する中、町民の皆さんは今後の生活に先の見えない大きな不安を抱えています。国及び東京電力には、精神的損害や土地、建物や家財に対する賠償など、住民の避難生活の実態を十分に踏まえ、誠意ある対応と完全賠償を行うよう強く要求するものであります。

平成24年度双葉町小中学校の就学状況について報告いたします。6月1日現在、小中学生総数510名中、福島県内に225名、福島県外に285名が区域外就学をしております。福島県外の主な就学先都道府県といたしましては、埼玉県106名、新潟県34名、茨城県31名、神奈川県22名、東京都22名、栃木県14名

など広範囲にわたっております。教育委員会といたしましては、全国に避難しております児童生徒全員の避難箇所及び就学状況の把握を行い、就学の支援と心のケアを本年度も継続して実施してまいります。

次に、双葉町立小中学校教職員の配置状況でございますが、双葉南北小学校教職員20名、双葉中学校教職員11名が福島県と埼玉県にそれぞれ配属されております。そのうち22名につきましては「兼務辞令」を受け、福島県内各地の小中学校に配属となっております。また、6名につきましては「併任辞令」を受け、埼玉県加須市の騎西小中学校に勤務し、双葉町の児童生徒の学校生活指導を行っております。

各学校長につきましては、福島県内の教育委員会に配属となっております。

さらに、双葉町幼稚園教諭3名につきましても、埼玉県加須市の騎西中央幼稚園に勤務しており、双葉町の子供たちの園内活動支援を行っております。

双葉町では、東日本大震災及び原子力発電所事故の災害に遭われた幼稚園児、小中学生児童生徒の保護者の方を対象に、今年度も継続して就学援助を実施してまいります。内容につきましては、双葉町に住所を有する幼稚園児、小学生と中学生を対象とし、入園料、保育料や給食費、学用品などを援助するもので、援助を受けられる期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間となります。

今後も、全国に避難されております幼小中学校の園児・児童生徒に対し、教育委員会や学校からの情報を随時提供してまいります。

最後に、今議会に提案しております案件について申し上げます。詳細につきましては、提案理由の際に申し上げたいと存じますが、報告事項が2件、専決事項が8件、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、規約の変更が1件、平成24年度補正予算（案）が1件、合計17の案件となっております。慎重にご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（佐々木清一君） 日程第6、報告第2号 平成23年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第2号 平成23年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、平成23年度双葉町一般会計繰越明許費繰越し計算書のとおり、市町村行政機能応急復旧事業ほか2事業、歳出予算額合計で8,762万2,000円を平成24年度に繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第2号 平成23年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（佐々木清一君） 日程第7、報告第3号 平成23年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第3号 平成23年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。平成23年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、介護保険電算システム更新事業、歳出予算額997万5,000円を平成24年度に繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第3号 平成23年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越しの報告を終わります。

◎議案第57号から推薦第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第34号から日程第23、推薦第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号から推薦第1号までを一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 日程第24、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第34号 専決第2号 双葉町復興まちづくり基金条例の制定についてであります。平成24年3月30日に東日本大震災復興交付金が交付されました。この交付金を今後のまちづくりのための復旧及び復興事業の財源として活用するため、双葉町復興まちづくり基金を設置いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第35号 専決第3号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出それぞれ8億2,570万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は78億2,435万3,000円となりました。

歳入について申し上げます。町税は、町民税の個人分所得割や固定資産税の増収により2,686万7,000円の追加となりました。地方交付税は、震災復興特別交付税等の額の確定により、7億9,834万3,000円の追加となりました。また、事務事業の確定によりまして、国庫支出金は172万8,000円の追加、県支出金は3,002万8,000円の減額、繰入金は公共用施設事業運営基金からの繰入金1,500万円の追加となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定などにより、多くの科目で減額補正となりましたが、諸支出金では財政調整基金や復興まちづくり基金への積み立てを行うため、8億6,758万7,000円の追加となりました。また、繰越明許費として1事業の追加、1事業の変更を行いました。

議案第36号 専決第4号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,675万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億786万4,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金の国庫補助金が4,559万4,000円の追加、県支出金の県負担金が100万円の追加、繰入金の他会計繰入金が14万9,000円の追加となりました。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費が70万円の追加、保険給付費の療養諸費が1,213万2,000円の追加、共同事業拠出金が89万8,000円の減額、予備費が3,545万円の追加となりました。

議案第37号 専決第5号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ466万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3億4,732万8,000円となりました。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が356万9,000円の減額、諸収入の雑入が110万円の減額となりました。

歳出につきましては、事務事業の確定等により、下水道総務費が370万6,000円の減額、下水道建設費が53万円の減額、下水道維持費が43万2,000円の減額となりました。

議案第38号 専決第6号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,401万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は7億6,279万1,000円となりました。

歳入の主なものは、保険料1,362万円、国庫支出金410万7,000円、支払基金交付金1,269万8,000円それぞれ減額となり、県支出金が642万5,000円の増額となりました。

歳出は、保険給付費2,332万4,000円、予備費69万3,000円、それぞれ減額となりました。

議案第39号 専決第7号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ151万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額が2,246万2,000円となりました。

歳入の主なものは、保険基盤安定負担金の確定により、一般会計からの繰入金が134万2,000円の減額となりました。

歳出は、保険基盤安定負担金の確定などにより、福島県後期高齢者医療広域連合納付金が153万7,000円の減額となりました。

議案第40号 専決第8号 双葉町税条例の一部を改正する条例についてであります。これは平成24年度地方税法の改正に伴う改正であります。

主な改正内容は、町民税の申告の簡略化、固定資産税の課税標準の特例の新設、評価替えの特例措置の延長、移行法人の固定資産税の特例の新設、東日本大震災に係る特例の延長などです。

議案第41号 専決第9号 双葉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方税法改正に伴う課税要件の特例の追加です。

議案第42号 町長等の給料の特例に関する条例の制定についてであります。町長及び副町長の協力月額を、町長が100分の70を減額し、副町長が100分の50を減額するためのものです。

議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。通勤手当については人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえた改正で、通勤手当の上限となる金額を引き上げるものです。

また、給料表の改正についてであります。郡内の町村の状況や職員の年齢構成を考慮し、追加するための改正です。

議案第44号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは住民基本台帳法の改正に伴う改正です。

主な改正内容は、外国人住民が住民票に記載されることに伴う登録者要件の変更、登録事項の変更などです。

議案第45号 双葉町税条例の一部を改正する条例ですが、これは経済社会の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法の改正に伴う改正です。

主な改正内容は、たばこ税の県税と町税の均衡化を図るための税率の改正、町民税の退職取得の分離課税に係る所得割の特例を廃止することなどです。

議案第46号 双葉町子育て応援基金条例の一部を改正する条例についてであります。平成24年4月1日付で、児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正により、児童手当についても寄附制度が創設されたことから、児童手当における寄附についても基金の対象であることを明記するため改正するものであります。

議案第47号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の変更の必要が生じたため、行うものであります。

議案第48号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億1,058万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額は43億258万5,000円となります。

歳入について申し上げます。国庫支出金は、新しい児童手当制度が開始されたことによる国庫負担金の増や、平成24年度の収入として見込んでいた東日本大震災復興交付金が平成23年度に入ったため

の国庫補助金の減など合わせて4,044万3,000円を減額いたしました。県支出金は、新しい児童手当制度の開始による県負担金の増や避難農業者一時就農等支援事業などの県補助金の増により、1,170万3,000円を追加いたしました。繰入金は、財政調整基金や復興まちづくり基金からの繰入金1億3,394万4,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。議会費は、「議会だより」の印刷代など73万円を追加いたしました。総務費は、老朽化した町バスの買いかえのための経費や復興まちづくり計画策定事業費、支所等管理運営費など4,421万5,000円を追加いたしました。民生費は、新しい児童手当制度に係る事務費や仮設住宅等管理費など3,491万円を追加し、衛生費は健康調査事業費や内部被曝検査事業費など1,916万4,000円を追加いたしました。教育費は、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費やロンドンオリンピック出場者壮行会開催経費など701万5,000円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時48分)

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成24年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年6月20日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

4番 高 萩 文 孝 君

5番 菅 野 博 紀 君

6番 清 川 泰 弘 君

3番 岩 本 久 人 君

2番 白 岩 寿 夫 君

1番 羽 山 君 子 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川 克 隆 君
副町長	井 上 一 芳 君
教育長兼 職務代理者兼 教育総務課長	高 野 憲 一 君
秘書広報課長	大 住 宗 重 君
参事兼総務課長	武 内 裕 美 君
税 務 課 長	大 沼 武 君
福島支所長兼 産業振興課長兼 建設課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティセンター所長	大 橋 利 一 君
住民生活課長	渡 邊 勇 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹 本 良 一 君
会 計 管 理 者	半 谷 安 子 君
生涯学習課長	今 泉 祐 一 君
企画課課長補佐 兼企画調整係長 兼原子力対策係長	平 岩 邦 弘 君
代表監査委員	五十嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 野 利 彦
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） おはようございます。議席番号4番、高萩文孝です。ただいま議長からの一般質問の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1、教育長人事について。本年4月1日より教育長が不在となっております。4月1日から本日までの対応並びに今後の対応について質問いたします。

（1）、町長として教育長不在でよいとお考えなのか、お伺いいたします。

（2）、4月1日から本日までどのような対応をされたのかお伺いいたします。

（3）、今後、教育長不在で双葉町の教育をどのように実施していくのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 高萩文孝議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

教育長人事について。町長として教育長不在でよいと考えているのかとおたがいでございますが、教育長は教育委員会の事務執行責任者であり、同時に委員会を構成する教育委員の一人であるということから、教育長不在でよいとは考えておりません。

次に、4月1日から本日までどのような対応をされてきたのかとおたがいでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行うこととなっておりますので、教育総務課長が教育長職務代理者として対応をしております。

次に、双葉町の教育をどのように実施していくかとおたがいでございますが、これまで全国に避難してい

る園児・児童生徒の就学状況及び避難箇所の把握を行い、就学の支援を実施してまいりました。また、町民の皆さんを対象に震災前に実施していた社会教育事業等をできる範囲の中で展開をしてきております。今後は、仮の町構想とともに、子供たちがより安定した教育環境の中で就学できるよう幼稚園や小中学校の再開が最重要課題であると認識しておりますので、その実現に向け、教育長の選任については早急に対応していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） まず、教育長は不在でよいと考えていないと。具体的に、今回の6月定例会にもそういう教育長の人事が出てきておりません。ということは、9月まで不在なのか、臨時会やられるならまた別なのですが。不在でよいとは考えていないと言っておきながら、今、9月までいないということになってしまうのですけれども、その辺、ちょっとお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

あと、教育長の職務代理者の件はわかりますが、やはり今、選定されているというふうにとらえていいのかなのですけれども、そこもちょっとお伺いします。

あと、(3)の具体的にの内容のところ、仮の町とあわせて幼・小中再開とかいう、当然教育長の選任を早急にやらなければならないとおっしゃっておりますが、やっぱり9月まで、今回も議案出していないので、そこもあわせてちょっと質問したいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩文孝議員の再質問にお答えいたします。

不在は大変いけないというふうに判断をしております。したがって、このような状況の中、本当に適任者を探す努力を毎日しております。1、2、3でまとめてお答えいたしますが、適任者を選定できる人材を探して、それは定例会を待たずに臨時会等でも対応したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、2番の役場機能移転検討についてご質問いたします。

具体的に本年3月19日から本日まで、役場機能移転についてどのような検討をされたのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 役場機能移転の検討についてのおただしであります。本年の第1回双葉町議会定例会における議員発議による決議を受けて、町でも役場機能移転検討を行ってきております。現在の厳しい避難生活にあって、本町を取り巻く固有の背景及び制約条件、環境面を考慮しながら、形態、期間、時期、内容等考えられる組み合わせを比較検討し、必要な事項をまとめることを目的に、役場機能移転庁内検討委員会を設置いたしました。

これまで委員会を3回開催し、「町民の生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能であること」、「町安全が確認できるまでの間、町民の中長期にわたる避難を支えることができること」などを検討方針として、問題点等を全課から提出してもらい、その解決方法、改善点などを議論しております。

全国に避難している町民の皆さんにとっての行政サービス、利便性、さらには災害避難状況下での防災拠点としても考えていく必要もあるとの意見が出されております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） その検討委員会が3回開催された。いろんな視点で、今検討されているというお話でしたが、議会できのう初めて県のある場所ということで報告、今ですが、報告しております。その辺について、町長としてどのような対応を今後していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩文孝議員の再質問にお答えいたします。

昨日、議会のほうから、特別委員会のほうからの報告を受けました。その地名もございませぬ。これは、まだ相手とは交渉してはおりませぬが、やはり町民のご意見ということで、これは最重要視をしてみたいというふうを考えております。もちろん移転については、帰らないということではありません。我々は双葉町がふるさとであります。福島県がふるさとであります。県内移転についての検討をしているところでございませぬ。そのせっかくのご質問ですので、検討委員会における検討の一部をご報告させていただきたいと思ひます。

こういう事故があつて、第一原発の現場は、まだ放射能が出続けているというふうなところもございませぬ。今、放射線レベルも高い、最も危険だというふうなことも言われております。もう二度と避難するようなことがあつてはならないというふうなところを思ひます。

そこで、多角的な検討をする過程の中で、資料が今、4つほど用意しましたが、県内の年間被曝線量の状況を調べてみました。現在、このような状況になっております。これは、もとは政府発表等の資料に基づいて集計いたしました。県内における1ミリシーベルト以上の分布等を調べてみました。これは非常に重いものになっていることに気づきました。これらも検討の課題なのかなと、このように思ひております。

続きまして、資料2として、いわゆるこれも新聞等あるいは県から報告受けます県内における食品の出荷制限の品目と場所をマップにおろしてみました。このように河川等自然界における食品の出荷制限、あるいは出荷禁止の状況になっております。県内の河川のほとんどが、今、いろんなデータで出荷制限の科目に魚等あるいは自然の野菜、山菜等も含めて出荷制限の地域になっております。

それから、我々は先進事例の状況も調べました。したがつて、チェルノブイリにおける避難指示、避難資料の数値は、調べてみたところこのようになっております。

それから、生命保険の問題ですが、生命保険の加入が今後妨げられるかどうかということの検討に

入っておりますが、これは結論が出ておりません。このようないろいろな調査経過になっております。私は、大変つらい避難生活を続けております。もう限界に近い状態ですので、一刻も早く帰りたいと思わない日は一日もありません。しかし、私たちは、一般国民と同じく放射能のない土地で暮らすことを求める権利もあると思います。このたびの事故から何を学んだのか、今世間から問われています。私たちは交付金や地域振興の名のもとに原発を誘致して、暮らしが大変よくなりました。しかし、それは40年程度で終わりました。放射能の汚染により人が住むことができない地域にされてしまいました。お金では買うことができない多くのものを失い、いつ解決するのか見込めません。原発の事故は決して忘れることなく、後世に語り継がなければなりません。

しかし、双葉郡内では、原子力発電所を誘致したときと同じく、復興という名のもとに競わせ、さらに高い放射線量基準を正当化して帰還を急がせ、無理な放射能除去の仕事に町民をつかせようとしています。同じ過ちを繰り返すことはできません。私たちの地元は、福島県双葉町です。ほかにはありません。私は双葉町民の皆さんが健康で、家系の継承が未長く続くことを願ってやみません。そこで私は、善良な日本国民として双葉町民は、放射能による被曝障害の発生を待つことでなく、放射能のない環境で生活する場所を求める権利を有することを宣言したいと思います。国、東京電力に、早く私たちが安全で安心して暮らせるようにすることを強く求めてまいりたいと考えております。私たちは全国に避難している町民をお支えしていただいた地域の皆さんのご恩を決して無下にしてはいけません。飛ぶ鳥跡を濁さずのたとえのごとく、礼儀正しい町民であることを示さなければなりません。恩返しもしなければならぬことがあることもご理解ください。まだまだ中間でございしますが、私どもも精いっぱいこのようなことも踏まえて、議会から今回示されたことについて前向きに判断してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 私、今びっくりしましたけれども、答弁にそのような資料をいろいろ用意していただいたことは初めてでございまして、今お言葉を聞いていると、当然帰りますというお言葉なので、福島県に帰るということでよろしいですか、答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 一日も早く帰りたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、3の双葉町復興・まちづくりについて。

(1)、平成24年度「町民参加の復興・まちづくり計画策定事業委託」の目的等に「仮の町」を見据えてとありますが、「仮の町」が必要と判断した理由は何かお伺いいたします。

(2)、「復興への道（案）」の集約結果について何点かお伺いいたします。

①、今回の回収率17.2%では、余り町民の意見を反映できる数字とは思いますが、町長としてこの数字で十分と考えておられるのか、また回収率を上げる努力を具体的に何か実施したのかお伺いいた

します。

②、時限的町の必要性について、全体で必要が48.6%、必要ないが16%ですが、19歳から29歳の方では必要は28%であり、必要ないが24%とかなり接近した数字となっております。町長としてどのように分析されているのかお伺いいたします。

③、時限的まちづくりに当たっての意見・要望について、町長としてどのように分析されているのかお伺いいたします。

④、自由意見欄に書かれた意見について町長としてどのように分析されているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 次に、復興まちづくり計画策定事業委託の目的の中で「仮の町」が必要と判断した理由は何かとおたただしですが、昨年3月の福島第一原子力発電所の事故により、今なお避難生活を強いられています。福島第一原子力発電所の現場では、事故収束に向けて作業員の懸命な作業が続けられておりますが、いまだ不安定な状況が続いています。また、双葉町内には高線量地域も存在し、双葉町への帰還の目途は立っていません。

私の考える今後の双葉町の復興への工程としては、現在の町民の皆さんの生活がステップ1であるならば、ステップ2は仮の町になります。町民皆さんで仮の町のあり方を決めていただき、そこに学校や仕事場、商業施設など町としての機能があり、できればそこに大字単位で住んでいただき、事故以前の長年町民の皆さんが築き上げてきたコミュニティを継続発展させていかなければなりません。そして、ステップ3で双葉町に帰還することを目指したいと考えております。

この日本から双葉町をなくすことは絶対できません。町民の皆さん同士が仲よく協力して、生活できる仮の町を町民の皆さんのご意見を十分にお聞きしながら、できるだけ早い時期につくり上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

「復興への道（案）」の集約結果の回収率17.2%についてのおたただしであります。本年1月に実施した「復興への道（案）」パブリックコメントについては、中学生以上の方を対象にご意見をお願いし、対象者6,424人のうち1,108人の方から回答をいただきました。回収率は17.2%となっておりますが、記述式項目の質問が多い中、ご記入をいただき感謝を申し上げます。アンケートの回収率としては高い数字ではなく、今回のアンケート結果で十分とは決して考えておりません。しかし、1,108名の町民一人一人の皆さん方からのご意見や提言は大変貴重なものであり、今後の町政運営や復興まちづくり計画策定に際して参考にしていかなければならないものと受けとめております。

また、回収率を上げる努力を具体的に何か実施したのかとのことですが、多くのご意見を集約するため、2,890世帯にあて5枚の回答用紙を同封して発送しましたが、返信があったのは各世帯とも1枚がほとんどでした。さらに、回答率を上げるための工夫が必要であったと反省しております。なお、当初1月31日締め切りとしましたが、回収率を上げるため2月23日までに期限を延長し、集計を行っ

ております。

時限的町の必要性についてのアンケート結果を町長としてどのように分析しているかとのおたがしであります。時限的町についての町の考え方をあらかじめお示しした上で、時限的まちづくりの必要性について、必要、必要でない、わからないのうち1つを選択していただきました。その結果については、高萩議員からお示しいただいたとおり、その中で19歳から29歳の方からは、全体の6.8%に当たる75件の回答があり、必要、必要でないは拮抗しておりますが、わからないが36%に上がっております。この年代は、過去の国勢調査などの結果から見ても、大学などへの進学、就職、転勤などで転出が多い傾向にあり、加えて今回の原発事故により先の見えない避難生活に不安を感じているあらわれと見えています。

しかしながら、この年代は、双葉町の今後の復興に向けて、将来的に中心的役割を果たしていく重要な世代であり、復興まちづくりに当たっては、若い世代の多くの意見を集約する方法を考えながら、高い関心を持っていただけるような施策を検討してまいります。

時限的まちづくりに当たっての意見・要望について、町長としてどのように分析しているかのおたがしであります。町民のきずな維持やコミュニティの継続のために、時限的町は必要であり、実現できればうれしいといった意見が多数ある一方で、時限的まちづくりを実現するためには費用や時間がかかり過ぎる。仕事や子供の学校の関係もあり、移転しないなど実現の困難を指摘する意見や具体的イメージがつかめないとするコメントもありました。今後は、復興まちづくりについての町民の皆さんの意見を十分に集約する必要があり、復興まちづくりについての議論を深めていきたいと考えています。

自由意見欄に書かれた意見について町長としてどのように分析しているのかのおたがしであります。アンケート最後の自由意見欄には、今後の双葉町への思い、提案、意見などについて記入をお願いしました。その中には、避難生活が長期化する中で先の見えない不安、賠償、事業の再建、健康不安などの問題、きずなの構築などの提言や行政に対するおしかり、双葉町への熱き思いなどさまざまな意見がありました。一つ一つのご意見がとても貴重なものでありますので、今後の施策に反映させてまいりたいと考えております。このたびの事故によって、町民の皆さんの心は大変すさんでおります。痛々しい話も多く聞きます。すべてがこの事故由来のものでありまして、事故にかかわった関係者においては強い反省を求めたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今のご答弁の中でいろいろ分析されているのがよくわかりました。以前にもちよっとお話しありましたが、復興まちづくり委員会というものを設置されて、当然議論されるというお話を伺っておりますが、当然その中にでもこういう町長のお考えとかそんなものを入れていただいて、当然やられるというお考えでよろしいのかお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。

当然あらゆる情報を提供して、正確な判断、そしてより希望に満ちた方向性をお示しいただくように議会の方には判断してもらい、そのための資料提供、私が直接余り前段でお話することは方向性を決めてしまうことにもつながるものですから、その辺は少し遠慮した形で、まずは自由意見を出していただきたいなど、そのように考えております。

○4番（高萩文孝君） 終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。
5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

昨年3月11日に東日本大震災及び福島第一原子力発電所により犠牲になられた方に心よりご冥福と、今なお避難生活の中で療養中の方々にお見舞いを申し上げます。

さて、1年3カ月以上たち、先の見えない避難生活が続いていますが、これまでの行政としての対応について質問させていただきます。質問に対しての答弁を執行部にはお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

1番、自治会について。福島県を中心に自治会ができていますが、行政としての自治会に対するこれまでの対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 5番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

自治会について。福島県を中心に自治会ができていますが、行政として自治会に対するこれまでの対応についてのおただしであります。自治会につきましても、長引く避難生活の中で、行政と住民との連携や情報提供など大きな役割を果たしているものと認識いたしております。このため、自治会との密な連携を図るため、各自治会からの相談への対応などとともに、円滑な自治運営に必要な運営資金として自治会運営補助金を交付し、財政面での支援を行ってまいります。

また、去る6月1日には、各自治会等の連携を目的とした「応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会」の設立に向けた初めての会議も開催され、会長ほか役員が選任されたところであります。今後は、自治会連絡協議会の発足に伴い、より一層行政側と自治会側との連携強化が図られるものと確信いたしております。町といたしましても、住民からの要望等の対応のため、窓口としての役割を果たしている自治会の自主的運営と健全な発展に向け、積極的な支援策を図ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 自治会連絡協議会、この部分についてちょっといろいろとお聞きしたいこと

があります。これはあくまでも民の集まりでできたものだとは私は行政側に説明を受けています。いろんな補助をするのは、私は当たり前だと思うし、もっともっと手厚い補助をしていただきたいと思います。その中で、自治会長の行政としての位置づけ、今行政がやっていることは、民がやったことだからといって位置づけも何にもなしで、責任だけ与えているように見えるのです。要は行政の責任逃れですよ。民がやってきていることに関しての行政の補助金とかそういうものだけではなくて、ちゃんとした位置づけがなくないませんか。双葉町の例規集の中にも、そんなものは全然書いてありません。そういうことをちゃんとして、この非常時なのですから、非常時の中で自治会長をやっていただくという意義をちゃんと行政としてわかっているのかと思います。そこら辺はちゃんとどういふふうにお考えなのかということと、民間から立ち上げたものを招集したり、その中の案、会長案とかそういうものに対して、何でそこまで突っ込んでいっているのに、位置づけをちゃんとしてあげないのですか。何かあれば、自治会長の責任だけのものになるではないですか。例えば、区長と同じような位置づけにしてあげるとか、そういうことは全然行政としては考えていないのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 本来の自治会が、いろいろ非常時でない自治会と、あるいは非常時の自治会等がございますが、まことにこのたびの事故による被害によって避難している我々にとっての自治会のあり方は、なかなかそれぞれの方法でやられている部分が多いと思います。原則論からいえば、やはり行政の限界もございます。すべての町民の皆さんが、役場職員になっていただけるようなものであれば、これは自治会は必要ではありませんが、やはり民間活力、民意ということも反映されるためには、民間側の組織も必要である。そして、行政がすべて網羅して、すべてに現在限られた議員の中でやっていくには、一般行政と災害業務と両方ございますので、限界があります。したがって、サービス低下が起きないように住民の皆さんには自分たちの意思決定の中で投票して、そして要望等を出していただいて、それにこたえるというのが今は必要だと、そんなふう考えております。

民主主義の原点からいえば、やはり直接民主主義が一番よろしいのでありますが、今は間接民主主義であります。したがって、住民の皆さんと町執行部側が共同協議体、共生・共助の中でやっていかないと、どうしても限界がございます。限界を超えるわけにはいきませんので、やはり住民の皆さんと一体となってこの難局を乗り切る必要がありますので、自治会に寄せる期待は大きなものがございます。

例規集にないかということでございますが、これは位置づけ等も含めて今後検討をしてまいりたいと思いますが、その最初の会議のときの案を行政側がつくったということでおしかりを受けましたが、やはりこれも準備をしないと、最初の動きができませんので案をつくらせていただきました。今後は、自治会の中でこういう議論もしていくものだと思いますので、自治会の皆さんにはその辺の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 私には責任逃れにしか見えないのです。自治会の会長、双葉の町民の方々の、ある程度の方々のことをちゃんと見ていただいている方々に位置づけも何にもなしで、責任だけというふうには見えません。町民平等の原理からという、福島にいる方は、ここに双葉町猪苗代出張所設置条例というのがあります。追い出したのですよね、これ。条例案の中に施行日、施行日だけで言います。平成23年4月1日施行、設置日です。それで、何にもつくらなくていいのに、設置期間で最終日が平成23年7月16日、仮設も何もできていない状況で最初からこういうことをやっているのです。そうしたら、福島にいる方のそういう自治会つくって何とかというのは、町に対してのというか、そういう面で不平等さってあるではないですか。仮設もできていないうちから出ていきなさい、何しなさいというものから考えれば、もうちょっと手厚くちゃんとしてもいいのではないですか。そういうことを考えて、やっぱり位置づけとかそういうのもやらなくてはならないと思います。民主主義って町長言いましたけれども、民主主義というのは多数決ですから、多数決の原理を守っていないのに、それを逆に言ったらそういうふうな言い方ではちょっとおかしいと思います。今後、自治会長の位置づけはどういうふうにするのか、はっきりお答えください。

(「休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) では、休議します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまの質問に対しまして、総務課長から説明を申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 菅野議員の質問にお答えしたいと思います。

各自治会ですが、事務局につきましては福島支所のほうで、事務局といいますが、統括はしております。その中で各自治会の立ち上げの際に、それぞれの自治会が要綱を自分たちでつくられて、その要綱に基づいて自治会を運営しているということでございますので、さらに今月1日に、その自治会の連絡協議会を設置しまして、県内の仮設のそれぞれの交流を図っているというようなことでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(佐々木清一君) では、休議します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 自治会長さんが抱えている問題、大変多い、ご苦労されている話も伺っております。この立場というのは非常に重い責任の中でやっていることはわかっておりますので、今、菅野議員が言われるように、その辺の問題を自治会長さんの集まりで解決できるような手だて、そういったものが必要だというご質問だと思います。それについて実現する方向で検討してまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は位置づけの話をしたのですけれども、やる、やらない、またちゃんとした答弁をもらえないなと思ってがっかりしています。

では、2番目の双葉町損害賠償について。

（1）番、双葉町損害賠償請求を東京電力に出したようですが、どのような内容なのか、売るのが貸すのか、貸すとしたらその期間など教えていただきたいと思います。

（2）番、双葉町損害賠償に関しては、町の重要事項と思いますが、議会の議決は要らないのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 東京電力に提出している町の損害賠償請求についてのおただしであります。双葉町は東京電力福島第一原子力発電所の事故により、自治体としての機能を喪失するほどの損害をこうむりました。双葉町が所有する財産は法的に保護されており、その財産に被害が生じれば賠償対象となります。原子力損害賠償紛争審査会の中間指針においても、地方公共団体が所有する財物については賠償の対象となると明記されております。土地と建物は言うまでもなく財物であり、その存在と被害は明白であります。原発事故と、それに伴う避難指示によって、事故以来、全く使用できなくなりました。いつになれば使用できるのか、使用できる日が来るのかもわかりません。したがって、本年3月8日に町が所有する土地の建物と損害賠償を請求したものであります。

土地については、帰還困難区域の不動産の賠償は、5年以上の長期間にわたり使用等ができないことから、全額賠償が妥当との認識が原子力賠償の審査会で示されてはいます。その場合、民法上は所有権が東京電力に移転することにもなり得ます。町はふるさとを手放すつもりはありませんので、そのため特別法などの手当てがなされていないこの段階では、土地の減価率を90%として請求をしております。

また、建物については、放射性物質に長期間にわたり被曝され、そしていつまで継続するか不明なため、建物の価値は喪失したと考えざるを得ません。さらに、長期間保全管理ができない状況下では、価値をとどめることは困難であると判断し、建物の減価率は100%として算定し、請求したものであります。したがって、売買、貸与ではなく、損害賠償を請求したものであります。今後も準備ができ次第、ほかの財物について請求をしていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

次に、このことは議決要件ではないかとのおただしであります。地方自治法第96条には議会のし

なければならぬ議決事件が規定されておりますが、これは地方公共団体の不法行為によって損害を生じた場合には、それに対して支払わなければならない損害賠償金であって、損害賠償金額の決定が地方公共団体にとって異例の支出義務を負う必要がある場合には、議会の議決を経て執行することになります。今回の事例は、町が損害賠償を請求するという逆の立場ですので、この状況には当てはまらないものと考えております。また、譲渡貸付処分ではなくて、使用できなくなったことによる賠償請求でありますので、所有権の移転は伴わないため、これも議決要件ではないものと判断しておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 再質問させていただきますが、この要件については、私も地方自治法第96条、これを読ませていただきました。自治法とかこういう議会、行政、こういう事例ありません。いまだかつてない事例です。町長、よく言っていますよね。今までない事例だからちゃんとしなくてはならない。これは町独自で192億円、こんな大きいものを町独自で出すなんていうことが法律上ではないのかなんとかという、一般に考えて町民に不安を与えることですよ、このあれは。町民、議会に説明がなくては絶対だめなことだと思います。

ましてや、この前の全協の中で、総務課長、これ重要事項だということをおっしゃっていますよね。町の重要事項で議決も要らないで出すなんていう、これは法律上もそうかもしれないですけども、一般常識で考えて、それはいいですかという話なのです。これ普通に何かやられている逆バージョンなのか、今までの地方自治法にない。これ一番最初にやったことは、これ事例持っていくのです。それを町独自でやりましたというのは、これふさわしくないことではないですか。ましてや、この件に関しては、町民にも説明がない。議会にもちゃんとした説明がない。ましてこの書類、ここからこっちの厚いやつ、出した後に総務課長に持ってきていただきましたが、うちの議会が8人いるのですけれども、1通しか持ってきていないのです。そんなようなお粗末な執行では、これ町長、本当に責任問題ですよ、これは。これが双葉町の長としてこういうことを執行して本当にいいと思うのか、これはご答弁ください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 困難な中、適正に執行しているものと思っておりますが、十分な議会の説明がなかったということは、これはおわび申し上げますけれども、当時なぜこのようなことになったのかということは、今ここで改めてご説明しますけれども、時効中断の問題、あるいは担保権設定の問題もありましたので、急いで請求をさせていただきました。

しかし、決して議会を軽視したものではないこともご理解をいただきたいと思っております。一部しか渡さないということは、議会事務局にそれをお渡しして、事務局にその後の事務処理はお願いをいたさなければなりませんので、その辺も大変、今言われればそのとおりかと思っておりますが、当時においてはそのような判断があったものと思っております。

このいわゆる請求において、私が何か問われることがあるとすれば、これは町民が貴重な財産でもあり、町民の請求をしておかなければならない、逸失する恐れもないわけではありませので、その点で判断したものとご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私には全く理解できません。ましてや町民の財産です。せめて議会の議決も必要です。専決にもなっていません。これは道徳的に見て、では町の財産等の管理とか、そういう96条に法律だけで、この地方自治法だけで町が執行できるというようなあれだと思います。町民の財産だということを第一に考えてもらえば、そんなことはできないと思います、私は。私はです。もちろん議決も必要だし、もっと町民に、急いでいるからといって専決にもなっていません。行政であれば、こういう重大事項に関してちゃんとした説明もなく物事を進めていくということに関して、私は悪いことをしていませんと言われれば、それはそうかもしれません。だけれども、それは町長の感情であって、町民の皆さんとかそういうところに問いましたか。多くの町民の意見を聞いて判断しますとよく町長、公の場で言いますけれども、多くの町民どころか、議会だって、町長の口からよりも、メディアからの情報が入るほうがほとんどではないですか。そういう面を勘案した中で、こんな重大事項を出してしまったということに関しては、私は非常に遺憾だと思います。そのタイミングも、一般質問の締め切りとか終わった後とか、そういうような何か、ないとは思いますが、ちょっと非常にやり方が汚いなと思いますが、これに関してはもう一回取り下げて議決を問うべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時01分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

法律にないあるいは自治法にないものも、今後何でもやるかということではありますが、そういうことは考えておりません。やはり法にのっとりたやり方と、それから議論の中でやっていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の教育長について。平成24年4月から教育長が不在ですが、今後教育長人事はどのようにお考えなのか、非常時の状況で、教育長不在の中、双葉町の子供たちに影響が出ないのかが心配ですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 教育長の人事及び教育長不在の中、双葉町の子供たちに影響は出ないのかのおたしですが、このような非常時の状況では、子供たちが安定した教育環境の中で就学する機会を確保することが重要であると考えております。子供たちはそれぞれ区域外就学先の学校で充実した教育活動に励んでおり、町としてもこれまで全国に避難している子供たちへの就学支援を行っております。

さらに、双葉町小中学校の校長による電話教育相談を通して、避難している子供たちの保護者への心のケアに努めてまいりました。今後も避難先の各都道府縣市町村のご支援、ご協力をいただきながら、子供たちがより安定した教育環境の中で就学できるよう、町当局としても教育委員会をバックアップしてまいりたいと考えております。したがって、現在のところ、教育長不在が子供たちに直接的に影響を及ぼすことは極めて少ないと思っておりますが、仮の町構想、学校再開を進めるに当たって、教育長は重要なポストでありますと十分認識しておりますので、教育長の選任については早急に対応していきたいと考えております。なお、高萩議員にもお答えしましたとおりでございます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 教育長人事に関しては、先ほどの同僚議員の一般質問の中で、今回も出てこなくて、もう臨時議会でも開いて選任するのか、探しているのか、これ町長の言っていることとやっていることの違いというのがここに出てきているのです。前教育長、全協の中でご説明受けました。議会にも提案が直前でした。下げました。取り下げましたよね。その中で、子供が一番双葉の宝だとか、子供のために頑張っている、何しているということをよくおっしゃっていますよね。それで、今の答弁の中でも影響は少ないと思うということをおっしゃいましたよね。その中で、言わせてもらえば、教育長がいない町というよりも、ほかの町の、平常時の町の子供ではないです。一人でも多い教育関係の方がちゃんとかわっていただいて、今、自分たちの地元の学校に行っていないということをもまず人ごとではないですか。

それと、多くの皆さんに話を聞いて、公共の場で多くの皆さんと話して決めますと言っていますけれども、実際に前教育長にも相談はしていらっしゃらないですよ。議会にも相談もないです。探している姿が一切見えません。それで、私は子供を守りたい、何したいというのは、言っていることとやっていること別ではないですか。ましてや今の答弁で影響は少ないと思えます。何らかの影響はありますよ、子供たちにも。そんなあれでは、町長、言っていることとやっていること別なので、すぐにでもちゃんとした人をきちんとした形で県の教育委員会とかそういうところにもちゃんと相談していますか。議会には一切相談ないです。相談ない中で、探しています、探していますって言うだけだったら、だれでも簡単なのです。やっぱりやってもらわないと、多くの方々の声を聞いていないから本当に困っていることがわからないと思うのですが、教育長に関しては、9月までにはと私もご期待申し上げられないので、教育長に関しては何でこの3カ月間、臨時議会を開いてでもちゃんとした人事ができなかったのか、それに対してご答弁ください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 教育長の問題は大変重要であります。これは去る3月において、私は国のほうから教育長の人材を投与しないということで、文部科学大臣がこちらのほうにわざわざおいでただいて、文部科学大臣から推薦されました教育長候補者がおりました。しかし、これは同意を得られずに上程をできなかつた経緯がございます。あのような方に匹敵する、あるいはまたそこまでいなくても、それに準ずるような方が今いるかどうか、本当に探しておりますが、こんなときだからこそ国からの支援をいただいた人事のほうがいいわけがございます。あわせてこれからも町内の人材、それから県内の人材、それからそれ以外の人材も含めて検討してまいることを答弁させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、それも言わせてもらいます。相談しました。全協でもらいました。紙1枚もらいました。その中に教育現場の経験がないとかそういうものをその場で、町長がおっしゃる国はその場で答えろということを議会にも毎回やっていますよね、その場で答えろ。調べる時間も何にもない中で、その場を出して、だれが答えられますか。教育委員会の教育長です。現場経験、ましてや同じ被災に遭った状況の中でやっている方とかそういうものが出てくれば、その場で同意できるような要綱を持ってきてから言っていたきたい。ちゃんとした経歴とか全部を出す書類でしたか。町長、言いますよね。私は国に行つて言われます。多くの町民とお話し、議会と話して返事をします。帰ってきますよね。議会にはそういう時間与えないではないですか。審議する中で、子供のこととかそういうものに関しても、議決事項というのは大変重いものだと私は感じています。それを町長、自分がやらせるときには被害者意識だけではないですか。自分もやっているのですよ、町民にも、議会にも。それを胸張つて言えるのであれば、逆に言えばあれではないですか、では相談しましたかということに答えていないですけれども、だれにも相談しないで、また国の支援を受けるのはあれだと思いますというのは、これは多くの町民の意見ですか、議会の意見ですか。答弁ください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 多くの会議で、その場で多くの資料を見て判断を求められることが非常に多いわけがございます。まだあの時点では皆様方に提示をして、その後の判断をいただくこともありませんでしたが、余りにもあの場で一方的に議論を説明をできないような状況にも感じました。人事というものはなかなか微妙なものでございます。その方の将来のことにもかかっていますし、いろんな思惑もかかっています。その中の人事の中で、長に与えられた判断の中で人事は行つてきておりますが、厳正、公正の中でやはり町にとって一番どれがいいのかなというふうな判断の中でやっております。全協の場でお示しした最大の資料でございますので、その中で議論をしていただければ大変ありがたかったというふうに残念に思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 4番の双葉町役場機能移転について。福島県に過半数以上の住民が避難している状況で、現在、役場機能本体が埼玉県にあるよりも、福島県内にあるべきだと思います。多くの町民が住む福島県内へ移転させることが本来の姿だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵みを受ける権利を有しています。しかし、これらは、昨年3月12日の原発事故以来、すべてを失うことになってしまいました。双葉町の恵み、豊かな環境を貴重な財産として次の世代に引き継ぐことが私たちに与えられた責務であると思っており、したがって先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境の復活、さらに人と自然が共生する郷土の再生を図り、役場はもとより、町民の皆さんと帰還をしなければなりません。この決意のもとに、今後、町民の皆さんの負託にこたえてまいりたいと考えております。

このためには、町民の皆さんの健康維持対策が何よりも大事であり、被曝線量から身を守らなければなりません。町といたしましても、議会決定を踏まえて、避難指示区域の見直しに当たっては、町内全域を帰還困難区域とすることに統一した扱いとすることを国に要望いたしました。また、公衆の被曝線量限度の予防原則にのっとり、被曝線量を低減するための措置を積極的に講じることを求めてまいりたいと考えております。これら本町の置かれた環境、制約条件を克服した上で、できるものから県内移転の行動に移したいと考えております。

先ほど高萩議員にもご説明しましたが、県内に戻らない意思は決してありません。必ず戻る意思のもとにいろいろ議論をしております。また、検討もしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は、役場機能本体と言っているのです。住民までという話はしていません。何でもかんでも一緒にされたら、役場機能移転という話を私は質問しているのです。役場機能、本体機能です。何をおっしゃっているのかなど。過半数以上の方々がいらっしゃる場所に役場機能の本体を移動しましょうというご質問をしているのですよ、私は。さっきの答弁の中でも、同僚議員の日本から双葉町をなくすということはできませんと言っていますけれども、町長、双葉町なのですか。私は双葉の町民のために頑張っているのです。双葉の町民の方々の未来のために、私は今頑張っているつもりです。そして、それであれば、復興、復旧、帰る気があるのであれば、私たち議員とか町長たちは最低でも福島県で復興の道筋を立てなくてはならないのではないのですか。それで、何で住民のことまで話が飛んでいくのですか。だれも、みんな住民の方まで一緒に帰りましょうなんて、私一言も言っていません。役場機能本体、双葉町役場機能移転についてというご質問です。何で答弁の中に住民の話が出てくるのですか。そこら辺もちょっとおかしいのではないのですか、何でもかんでも一緒にされたのでは。

だから最初に私言いましたよね。質問に対しての答弁をお願いしますと。私、12月議会でもご提案を差し上げましたよね。せめて郡山支所があるのですからね、もう双葉町には。福島県支所ですね、郡山に。その中で、町長か副町長がかわりに行ってくださっているというの、3月議会に行って、今行っていますか、ちょっと行きましたけれども。副町長が通っていただいたのは見ていました。聞いていました。住民のことなんか私何にも言っていないです。町長、本当に都合悪くなると、何でもかんでも一緒にしてしまって、言われても私たちも困るのです。決議の件だってそうです。住民がと言ったのではないですか。役場機能、本体機能ということを行っているのです。今の答弁を私たちは3回しか、再々質問しかできないのです。そういうやり方というのはおかしくないですか。ここの紙の中に住民が一言も書いていないではないですか。

私たち選挙で選ばれて、皆さんのために働かなくてはならない人間が、福島県に行って、福島県の住民の方もしくは復興にかかわることを一生懸命やっていくのは私たちの仕事ではないのですかということをお尋ねしているのです。ここはここで私はいいと思います。関東にいらっしゃる方もみんなないので、ここの支所を残すというの、私は意義があると思います。執行部サイドがそれを全部一緒にしてしまっているのではないですか。その機能本体だけというものを持っていくものに関しては、ちゃんと考えなくてはならないのではないですか。今、なお福島県に戻っている人が多くいらっしゃるのです。そういう人たちに町民平等というサービスができているかということを考えれば、もちろんこれに関しては、さっきお示しした資料とかそういうのが私には余り関係ないと思うのです。私たち議員、町長と執行部とちゃんとある程度できるようなこと、他7カ町村と足並みそろえて、賠償、復興等に関してやっていくのが私はふさわしいと思いますが、その点に関して町長、お答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 私の答弁になるものですから、菅野議員のお求めが正確に入っていないと言われればそのとおりであります。再度お答えいたします。

今、高萩議員にも丁寧にお答えしましたように、私はこのたびの特別委員会の意見書をもとに、町の機能を移転するための執行部側として真剣に検討を行っておるところをご理解いただきたいと思います。そのための仕事を一生懸命やっているということで、先ほどいろんな資料を出しました。いろいろな思いがありますが、やはり事業を再開したいという思いもあることも理解しております。そんな利便性を図っていく必要もあるという思いの中で、まずその方法に向けての取り組みをいたしますということをあえてまたお答えいたします。

今、福島支所における町長あるいは副町長の存在ですが、週に何回か必ず行っております。いろいろと各仮設を回ったりいろいろして、顔出ししていることは事実でございます。いろいろその中で町民皆さんの話を伺って、私のほうに報告として来ておりますが、それは十分ではないにしても、そのようなことをしております。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君、質問の文言を変えてください。

○5番（菅野博紀君） では、今の質問に対して撤回、削除をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 今、5番、菅野博紀君から先ほどの質問に対して削除してくれという申し出がありましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしということで、認めます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、再々質問もう一度やらせてもらいます。

言葉のあれになるのですけれども、お答えできないようなので、私は通告から外れているのかなというのちょっとあれですけれども、実際にそういう場を福島県にいっぱいいる中で、何で役場機能本体だけを持っていけないという整合性がないのですよ、実際。町長の言っている整合性が。ここにいる人たちをむりやり連れていけなんて一言も言っていないですから、私。それで、確かに表に出てきたのは認めますよ、3月です。特別委員会のもです。その中のこの3カ月の中にもいろいろあるわけです。そうやって後から後から問題をつくるというのもおかしいし、普通であれば3カ月もあれば、第1回の委員会が5月18日でしたよね、移転のための。多分そのくらいの時期だと思うのです。議会が終わってから1カ月半以上もたってから、つくりました。時間稼ぎにしか見えないではないですか。普通にちゃんと考えている方だったら、すぐにでもつくるわけではないですか。この6月議会に対してのものにしか私には見えません。ましてや、本当にそれが大変だったら、決裁をしなくてはならないというならば、決裁の場所が騎西高校の中でないといけないという何か理由あるのですか。それに対してお答えください。別に福島県でもどこでも変わらないと思うので、それに対してご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 機能本体の移動については、取り組んでいるということをお答弁

させていただきます。今がそういう状態だということでもありますので、その移動した時点においては、またそういうことが、移動した機能の場所でそのことが行われるということをご理解願いたいと思います。

○5番（菅野博紀君） では、ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 40分まで休議します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号6番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

6番、清川泰弘君。

（6番 清川泰弘君登壇）

○6番（清川泰弘君） それでは、ただいま議長から許可がありましたので、6番、清川泰弘、一般質問を行います。

きょうは、いろいろな質問がありますけれども、皆さん質問されているのは大変重要な質問だと思います。そこで私は、直球勝負、端的にひとつお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今後の双葉町の進む道についてをお尋ねしたいと思います。昨年3月11日以来、東日本大震災、原発事故により、町民の皆さんの先の見えない避難生活が続いていますが、今、町民の皆さんが一番関心を持っていること、また知りたがっていることは、次の人生、今後のことに踏み出すための町からの正確な情報だと思っています。マスコミがどうのこうのではなく、町長の口から聞きたいと、そういう町民が多いようであります。そこで次の点について質問いたしますので、簡明にひとつお答えいただきたいと思います。

1つ目に、双葉町の警戒区域の線引きについて一部報道されていますが、町長は国に対してどのように申し入れをしているのか。

2番目に、何年先に町に帰れるのか。

3つ目、個人の財物の補償・賠償の基準は何をもって算出するのか、また国の協議はいつごろになるのか。

4つ目、仮の町は何年先の話なのか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

再質問がありましたら、ここで行います。よろしくどうぞ。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 6番、清川泰弘議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

双葉町の線引きについて、どのような申し入れをしているかとおたただしですが、警戒区域の見直しを進める政府の考え方として、年間の空間放射線における原発事故に由来する追加被曝線量を3段階に分ける方法が示されておりますが、現在に至っても政府からは具体的な案は提示されておられません。

既に川内村の一部では、本年4月1日から居住制限区域と避難指示解除準備区域に、田村市の一部が避難指示解除準備区域として、南相馬市では本年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域がそれぞれ適用されております。その多くが空間放射線量が比較的低線量の居住地域と思われませんが、本町はもとより比較的高線量の町においては、同様の基準による適用が居住人口の多い市街地や集落を分断する可能性が高いことから、これらの地域の実情を考慮した上で、同一区分での適用を国に説明し、重ねて要望を行っているところであります。

しかし、現在も明確な案の提示はいただいております。今後、計画並びに適用案の提示がありました場合には、速やかに議会議員の皆様を初め住民の皆様へお知らせし、協議し、国による住民説明会の実施を考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、何年先に帰れるかとおたただしですが、警戒区域の見直しの国との協議が進まない中、福島第一原子力発電所事故の確実な収束がいつになるのか、1号機から4号機の廃炉作業の工程の長期化、除染技術の確立など帰還実現に向けての見通しも立っていないため、双葉町への帰還の時期がいつになるかを申し上げるのは非常に難しいと考えています。帰還の時期については、国の責任において示す必要があると考えており、今後も国に対して具体的な説明を求めてまいりたいと考えています。

個人の財物の補償・賠償の基準は、何をもち算出するのか、また国との協議はいつごろやるのかとおたただしであります。4月25日に東京電力が示した賠償の考え方として、避難指示区域の見直しに応じた賠償を行う。算定に当たっては、固定資産評価額等を基礎に、適切に補正し、算定することで検討中。この考え方をもとに国や関係自治体と調整を進め、具体的な賠償基準の策定を進めるというものでした。

6月9日に福島市において開催された「双葉地方町村及び福島県と国との協議会」においても、財物に関する損害賠償の考え方が示されました。国では、区域見直しとセットで賠償を検討しているため、さらに検討を行うこととしていましたが、6月15日の一部地元紙に「政府と東京電力は、家財の賠償について、帰還困難区域に指定された場合の支払額をほかの区域の3割増しとする基準案を固めた」との報道がありました。町としては、国に対して双葉町全域を帰還困難区域とし、一律に損害賠償を行うよう要求しており、今後さらに被害住民の実態を踏まえた損害賠償を強く求めてまいります。

仮の町は何年先の話なのかとおたただしであります。福島第一原子力発電所事故で全国各地に避難した双葉町民の皆さんの相互コミュニティを今後再構築し、双葉町を今後も維持、継続させるための仮の町の検討作業に入りました。仮の町が完成するまでには、設置規模、場所、町としての機能など検討課題は多岐にわたっており、また受け入れ先自治体との調整も慎重に行う必要があると考えて

います。しかし、何年も時間をかけるわけにはいきません。国による仮の法整備を求めるとともに、県関係市町村と十分協議を行いながら、一日も早い安心のために仮の町づくりを目指してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） ただいま3段階、具体的には線引きが示されていないということですが、これは新聞報道でありますけれども、テレビ、マスメディア等。よその町村では、どんどん、どんどん話が決まってくるのです。何で双葉だけこれ決まらないのだというの、これは各町村と話し合いをしながらとか協議をしながらと言っているのですから、町長、これはあっちが出てくるまで待っているのではなく、やはりもう70歳以上の方が1,700人を超したという町で、何年先だかわからないとか、そうでなく、待っているのではなく、もうこっちから出向いて、これは8町村がみんな同じ条件でないわけですから、双葉は双葉という考えですから、もう線引きについても。やはり町長、国が言わないからとか何からしたって、よその町が決まっています、何でうちの町がこれ決まらないのだということ。

そこがもう少し積極的に出て、あとやっぱり町民の皆さんが、今、あす食う米に困っているのだと言っていないです。私が質問した、今、町長が質問しました。この4つのことが、例えば何年先ぐらゐの話もあれば皆さん希望を持って頑張るといふのです。それが、いや、検討します。いや、協議します。これでは希望も何もなくなってしまうといふのです。だから例えば、平成26年の4月と言っても、4月が9月になっても、それはだれも文句言わないのです。そのぐらゐを目標に頑張るとか、そういう力強いご答弁があれば、町民も我慢するところは我慢するのだよ、日本人は。だから私が言っているのは、直球といふのはそのことなのです。検討します。協議します。ほら、いつになっても同じことです。ご理解ください。おめえら何やっているんだと怒られるのです。

だからやっぱり町民の限界といふのは、人それぞれありますけれども、この線引きについても積極的にやっぱりこっちから出ていって、それで町長の場合は、高いところを基準にして一律と言っていますね。一番高いのが、スポットで、マスコミのあれですけども、四百何ぼという山田地区とかありますけれども、私のところは150ミリ超なのです。だから国がいいから何かでなく、町長は先ほどマップを示して、こうなのですよと言っている。だから町長の考えとしては、戻るには年間が何ミリから戻る気があるのですかといふこと、それを町民が知りたがっているのです。だめだだめだ、何がだめなのだ。何を基準だと。やはり物理的なものは、これはだれに聞いたってだめはだめですから、それが執行者である町長が、年間の空間線量が何ぼになったら帰るのだと、そういう話をきちっとしてもらえば、我慢する人は我慢するのです。今の区分は、そのことについてもう一度聞きます。

あと、2番目の何年先に町に帰れるか。これは先ほどの議員の質問にも、いつになるかわかりませんというこゝういふ話が上がりました。いつになるかわかりませんといふのは、現状を踏まえた場合に10年とか20年とか、この間も出ていました。10年目は何%ぐらゐ。今、住まいがあるところの人口の

比率なのでしょうけれども、全体の何%、今あるところ。そういう場合も測りませんでなく、一律にやるといったらば、もう双葉町は帰れないでしょう、これ高いところを基準にしたら。私も物理学者でも何でもないのでわかりませんが、私のうちは150ミリ超なのです。セシウムが半減期が何ぼといった場合に、ちょっと私の代には帰れないのではないかと考えていますけれども、その辺も余りにも抽象的でわけがわからないではなく、少し何ミリになったら帰れるのだということで、先ほどマップまで示したわけですから。

あとは、個人の財物については、面倒くさい話はいろいろありますけれども、簡単に町民がわかるように説明していただくには、町が土地収用法によってやるのか、国がいろいろやるときに。または、町が公共事業に供するときに、個人に補償します。そういうので算定するとか、そういう具体的なもののさえ出ていけば、その方向で国と協議していくというなら、そうなら、ああ、なるほど。では、道路でひっかかったから、福浪線、国道114号線、あの単価でやるのかなとか、みんなそういうそれぞれ思いがあるのです。だからその辺を余りにも抽象的でなく、それで国と相談していくのだ、協議していくのだという、そういう答弁を聞きたいと思います。

仮の町については、双葉町単独でいくのだから、それとも町村がまとまってよその町村といくのだから、それは相手もあることだから、これは協議しなければわかりませんが、もう教育問題すべてがいつ帰れるか、何年たったら帰れるのだ。例えば、10年ぐらいとか、10年は12年でもいいです。5年は7年でもいいです。仮の町も、くどいようですが、3年をめどにして頑張るからな、みんな待っているよ、待っていてくれと、そういう話があれば町民も我慢できるのです。町長、そのことについてひとつお答え願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 清川議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、何ミリシーベルト、これは1ミリシーベルト以内でなければ町民を戻すことは考えたことはありません。それから、いつ、1ミリシーベルトにあるかということですが、この前、自然原水の図表が出されました、何もやらない場合です。しかし、これから積極的に新しい放射能を除去する方法が確立されることを私は政府に願っているわけです。除染といっても、これはやっぱりなかなか効果があらわれないのが現状でありますので、除去していけば必ず効果が出ます。こういう方法でやっていただきたいということでお願いしております。

一説には20年とか50年とかという数字はありますが、この数字はどういう数字、政府側もその数字ということについては余りはっきりした数値の計算式がないままいっていますけれども、我々初めてこういう経験しました。しかし、1ミリシーベルトということは基準を設けたいと思っております。これはさっきも言うように、常に国は新しい技術、とにかくやってくれば飛躍的に減るだろう、そんなふうを考えておりますので、10年とも、20年とも言われておりますが、私の立場で言えば希望的には10年を一つの目途にしたいなと、そんなふうを考えております。

あと、仮の町の年数ですが、これはもう今でも限界ですので、3年ぐらいを目途に考えております。それ以上はちょっともう待てないということで、この辺で郡内の調整ができるのか、それとも単独でやらないとだめなのかということにもなると思いますので、ここは3年を限度として判断していきたいと思います。

今、財物の問題も指摘されました。今、まさにそのことで、再調達価格云々、あるいは20年以上、昭和40年以前の建物についての評価が分かれておまして、できるだけ住んでいたわけですので、住んでいた価値観というか、それを今、他町長と県と国との8プラス、1プラス、1の会議の中で詰めておりますので、町民の皆さんが不利にならないように、とにかく意見を出して、早急に決めればこれは不利になってしまいますので、またもう今週にもその会議を催すことになっておりますから、とにかく待ってられないというのが現状であります。しかし、やはりこちらの主張をしなければなりませんから、財物の考え方というのは少し国とは乖離があります。ここを今詰める作業をしておりますので、はっきりきょう、数字を申し上げられなくて申しわけありませんけれども、この前、新聞報道等に出ましたけれども、あれでは私どもは納得していないということで頑張っています。

（「町長、線引きについて」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） 申しわけございません。線引きについて、これは今もう既に賠償の問題で同じ地域で問題が出てきます。もちろん賠償の基準が線引きをもとにやりますので、私は一律だということ言って、賠償にもかかわってきますので、これも余り安易に率の条件の線引きを受け入れてしまうと、町内が3分割をされてしまうという恐れもございます。我々は丸一となって避難しましたから、この考えのもとに線引きの一律というのは、復興大臣にも議会の皆様もそういうふうに言っています。我々も言っていますが、最後にまた私のほうから復興大臣のほうにその考えを申し入れをしております。ということで、まだ力不足な部分ではありますが、再度また、この一律ということを訴えていきたいと思います。ぜひその節には、今度は議会の皆さんと一体となって要望活動をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） ただいまるる答弁をいただきました。とにかく町民の皆さんも、もう年齢も年齢の方がいっぱいおります。もう待てません。おれの死に場はどこなのだと言われます、それは町長もご存じだと思いますけれども。とにかく余りにも理想や何かでなく、現状を踏まえてひとつ執行して、早いところ決めるものは決める。町民に安心を与えられるように、そういう行政を今後やっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号3番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。
3番、岩本久人君。

（3番 岩本久人君登壇）

○3番（岩本久人君） こんにちは。3番、岩本久人であります。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告しております質問について一括で質問をさせていただきます。

大きな1点目、役場機能本体の移転についてお伺いします。去る3月定例会において、双葉町役場機能本体を福島県内に戻すことについての決議を全会一致で可決されました。そのことに応じて議会では調査特別委員会を設置し、町民の皆さんへの広く公平、公正な意見を聞くための町民世帯アンケート調査を実施いたしました。回収率に当たっては過半数を超えるなど1月に実施した町アンケートに比べると、内容のわかりやすさと書き込みやすさなどが回収率を高める結果となり、何よりも町民の皆さんの切実な要望のあらわれではないかと思われまます。アンケート調査の結果の内容については、過日の全員協議会にて特別委員長より説明をしておりますので、既に周知のとおりであると思ひます。震災から1年と3カ月が経過し、県内外に避難している町民の皆さんはもう待てない、先がないという声が大半であります。一刻も早く先に見える対策、方針を打ち出していただくことを望んでおひ思ひます。よって、以上のことから数点お伺いします。

1点目、調査特別委員会実施のアンケート調査の回収率50.5と書いてありますけれども、計算のちょっとミスがありまして、実際は50.7ということで、町長には全員協議会のもとで50.5と報告しておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。50.7%、半数を超えたことについて、ご見解をお伺いします。

2点目、アンケート用紙の5項目に及ぶ設問の結果をごらんになってどのように考えられたのか、明確なお答えをお伺いします。

3点目、双葉町役場機能移転検討に係る事務委託事業の進ちよく状況をお伺いいたします。

大きな2点目についてお伺いします。「仮の町」構想についてであります。東京電力福島第一原発事故により、長期間の避難を余儀なくされている双葉町を初め双葉郡内の4町は、他の市町村自治体に拠点をつくる構想が「仮の町」セカンドタウン構想であります。役場や学校など必要な自治体機能を置き、住民サービスを提供する町外コミュニティのことを言いますが、現行の地方自治体には規定がなく、課税のあり方、住民登録の方法、インフラ整備の費用負担などの法整備の必要性などさまざまな課題がありますが、国は受け入れ自治体に対して財政面を含めて全面的に支援をすることを決めております。そこで数点お伺いします。

1点目は、「仮の町」の構想は、場所や規模などを含め理想的な姿とはどのようなものなのかお考へをお伺いします。

2点目は、「仮の町」の構想の中で、他の自治体との緊密な連携も必要と思ひうが、どのような考へなのかお伺いします。

3点目は、受け入れ自治体との調整も必須の条件と思ひわれますが、今後どのように図っていくのかどうかお伺いします。

最後に3点目、震災関連死についてお伺いします。東日本大震災では、本県は死者・行方不明者数

2,819名、それに対し震災関連死者数は764名と約42%と他県に比べると高い数値となってしまいました。震災関連死は、震災後、避難生活のストレスや持病の悪化などで体調を崩して死亡し、市町村が災害弔慰金の支給対象に認められた人と定義しています。双葉郡内では、今回の震災に加え、原発事故の影響で避難生活が長引き、体調を崩すなどしてなくなった震災関連死の対象者が4月23日現在で342名に上り、地震、津波による死者数254名を大きく上回ってしまいました。改めて避難者の心のケアを含めて、健康管理や生活支援のあり方などが問われると思いますが、そこで数点お伺いします。

1点目、本町の現在まで災害弔慰金の申請件数と認定者数をお伺いします。

2点目ですが、審査の迅速化など課題点はどのようなことがあるのかどうかお伺いします。

3点目は、震災関連死を防ぐには今後どのような対策が求められるのかお伺いします。

以上、3点についてお答えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 3番、岩本久人君の一般質問の通告書にお答えいたします。

役場機能移転に伴うアンケート回収率についてのおただしであります。役場の所在地機能のあり方は、町民の皆さんにとって生活に直結する身近で重要な問題と考えております。特に原子力発電所の事故により、避難生活を強いられている現状では、さまざまな面における役務の提供、利便性を求めているものと考えております。したがって、町民の皆さんの強い思いがこのような回収率になったものと考えております。

次に、アンケート調査結果についてですが、県内に戻るとした場合の希望をとられたのでありますが、町民の皆さんは双葉地方とは隣接し、これまでの経済圏であり、文化面、さらには気候、風土、慣習等も類似している地域を望んでいることを再認識したところであります。

次に、役場機能の事務委託についてであります。現在、庁内検討委員会を設置し、検討しているところであり、今後、問題点を整理して、まとめて考えてまいります。この過程において、専門家等の意見及び調査が必要な場合には、外部への事務委託も考慮したいと考えておりますが、現在はまだ執行しておりません。

仮の町の場所、規模等を含め理想的姿についてのおただしであります。双葉町への帰還の見通しが立たない現時点においては、福島第一原子力発電所の事故により失われた双葉町のコミュニティを仮の町の建設により再構築することはとても重要であります。場所、規模等については、復興まちづくり計画策定の中で町民の皆さんのご意見を集約し、構想を決めていきたいと考えております。また、仮の町の理想的姿については、学校や仕事場、商業施設など町としての機能を備えて、そこに大字単位で住んでいただき、事故以前の町民の皆さんが築き上げてきたコミュニティを再生させることが必要であると考えております。「仮の町」の構想の中で、他町との緊密な連携も必要ではないかとおただしであります。双葉町を含む郡内町村において、現在、「仮の町」構想の検討を始めてします

が、各町村の住民の避難状況や自治体内の線量、避難区域の見直しの考え方が市町村によって異なっていることから、他町村と連携した広域的な取り組みは不透明な部分があります。

しかしながら、「仮の町」の構想策定に当たって他町村と考え方を共有していくことは重要と考えますので、今後検討してまいります。

受け入れ自治体との調整を今後どのように図っていくのかのおたただしではありますが、仮の町を建設するまでには、仮の町の設置規模、場所、町としての規模など多くの検討課題があります。また、受け入れ先自治体との調整については慎重に行う必要があると考えています。そのためには、国、県、関係市町村との協議を緊密に行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、本町の現在までの災害弔慰金の申請件数と認定者数についてのおたただしではありますが、今回の東日本大震災で故人となられた皆様には、深い哀悼の意を表するものであります。災害弔慰金は、世帯の生計主または扶養されていた方が、津波などの自然災害によって亡くなられた方及び原子力事故による避難中に亡くなられた方で、直接死あるいは関連死として認定された方々の同居生計者または被扶養者などに支払われております。

6月12日現在までに双葉町では145名の方々が亡くなられております。そのうち弔慰金の申請届け出件数は95件で、使用済み件数が60件、審査依頼件数が16件、必要な書類の再確認や避難経過、入院に至る経過や病態の状況確認など調査中のものが19件であります。引き続き亡くなられた方々のご遺族に状況を確認しながら、申請の受理を継続してまいります。

次に、審査の迅速化など問題点にはどのようなことがあるかのおたただしではありますが、体制的なものとしては昨年8月12日に郡内一本化した審査委員会を設置いたしました。委員の構成は学識経験者2名、保健医療関係団体3名、弁護士2名となっております。現在、審査委員会は月2回開催し、1回当たりの審査件数は35件程度であります。課題としては、災害当初は明確な原因のものが多く、判断が早期に下されるケースも多くありましたが、時間の経過とともに関連死として認定するための資料が不足しているものが多くなるとともに、判断が難しい案件がふえております。また、郡内で平均的に審査が進んでいることから、時間を要するものがふえるものと思われま。

また、委員の皆さんの日程の調整なども難しい現状もあるかと思いますが、今後、開催回数の増加などによる迅速化についての協力をお願いしたいと考えております。関係者の皆様のご理解とご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

続きまして、震災関連死を防ぐために今後どのような対策が求められていくのかのおたただしですが、震災関連死は先ほど岩本議員が述べられましたように、震災後の避難生活による疲労やストレスなどにより持病の悪化や体調を崩し亡くなったこととされております。この震災関連死を根本的に防ぐためには、以前の生活に戻ることではありますが、国、県には積極的な援助を求めてまいりたいと考えております。避難されている町民の皆様は、いつ双葉町に帰れるかわからないこと、そして仮設住宅や借り上げ住宅でストレスの多い毎日、なれない土地での避難生活など非日常の毎日です。現在、

これらの毎日の疲労やストレスなどによる持病の悪化などを防ぐために、町として精神的、身体的な健康面でのフォローするために、全国へ避難されている方の健康調査を実施しております。その回答の内容により、電話や直接訪問、避難先自治体から訪問支援をしていただくなど精神的な面である心のケア、そして身体の健康の支援を実施しております。

今後、震災関連死を防ぐため、これらの心身の健康に対するケア、支援を一層充実させながら行ってまいりたいと考えております。また、避難生活の長期化に伴い、避難者のコミュニティの場、きずなを深める場の重要性も高まっておりますので、教育委員会生涯学習課の各種学級や社会福祉協議会が高齢者を対象として運営しております双葉町サポートセンターの事業などへも参加いただきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） それでは、数点再質問をさせていただきます。

役場機能移転、同僚議員からもさまざま質問ありましたけれども、町長からのご答弁いただいたことを踏まえて質問させていただきますが、今回の特別委員会のアンケート調査の結果、きのう、委員長から報告がありましたけれども、設問1から5までの報告でありました。十分そのことを踏まえて町長は結果を出していただきたいというふうに思うのですけれども、あと設問6というさまざまな町民からの意見、ご要望などを書いていただく欄がありまして、いろいろと町民の皆さんから意見寄せられました。議会に対しても厳しい意見がありまして、なぜ今ごろアンケート調査なのか、もっと早い時期にやるべきではなかったのかというような意見もありました。この1年間町民の要望にこたえてきたのかとか、議会と町は両輪で、スピード感を持って前進できないのかなどさまざまな怒りも、そういう意見もありました。

しかし、議会は、ことし1月に県内外10カ所で懇談会を実施して、さまざまな意見要望を町民の皆さんから伺って、そのことを踏まえて再度ご意見、ご要望を聞かなければいけないという我々の判断で今回アンケート調査を行ったわけです。町長、本当にさきの答弁もいただいて、役場機能移転、県内に戻すことに対して、本当に何をためらっているのか、いろいろご意見もありましたけれども、同僚議員も話していましたが、埼玉支所は残していいのではないかとこのように思うのです。関東圏にも多くの町民がいるわけですから、なくすことは私もいけないというふうに思っています。県外に避難をしてみたという状況なわけですから、ただ本当に町民の皆さんからは、町と議会と一緒に知恵を出し合って、そして話し合って、よりよい判断のもと、前に進むことができないのか、頑張ってくださいというそういう町民の方からの意見も多くあります。

ただ、町に対する厳しい意見としては、我々の調査に関してですけれども、今さら役場機能移転をして、町民にとっていない場合ではないでしょうか。これからのこと、仮の町をどうするのか、補償、賠償の基準の問題、健康対策、そのことを早くやらなくてどうするのかと。正直言って、もうどうでもいいなんていうふうにあきらめの意見も出ているわけです。戻す時期が遅過ぎる。役場が県内にあ

れば、福島を離れることはなかった、そういう子供さんを持つお母さんからも意見がありました。小学校に通っている子供がいるので、戻れませんか。なぜ役場機能を県外に移してしまったのかすごく残念ですというふうなことであります。行政機能だけは県内に一本化し、町民の総意で仮の町など町民の手でやらないと、双葉町はかやの外に置かれて、町はもう消滅してしまいますよなどあきらめとも言える先が見えないことへのいら立ち、そういう意見が設問6にありました。そのことに対して、町長はどのように思いますか。率直なご意見をいただきたいというふうに思います。

もう一つ、町民のアンケート、これは町のアンケートの結果なのですけれども、加須に役場がある県外拠点への不満が一番多いわけだったですね、町のアンケートは。また、自由意見を見ても、役場機能が埼玉を拠点にしていることへの不満、これも上位にあったわけです。そういう結果で出ているわけです。これメリット、デメリットで判断する問題ではないかと思えますけれども、県外にいるメリットはどこにあるのでしょうか。それ疑問なのです。職員の出張旅費かさんでいますよね。交通費、燃料費の出費、町民サービスも低下しております。

それと、やっぱり遠方にいるために、福島と埼玉往復しなくてはいけないのです。交通安全上の問題、これやっぱり心配です。県内高速道路の交通事故が今急増しております。ちょっと数値を申し上げたいと思うのですが、負傷者数は昨年よりも141名増の204人、人身事故件数が65件増の100件と3倍にふえているようです。また、死者数もこれまでゼロだったのが、既に6名の方が亡くなっております。先日、県内で原発避難者の方が、二本松市内で5名ほど亡くなった痛ましい事故もあります。我々はメリット・デメリットで考えるときに、町民サイドで、町民の立場になって考えなければならぬというふうに思うのです。県内に暮らす方、県外に暮らす方十分配慮して判断をしなければいけないと思うのですけれども、そのことも踏まえて役場機能を県内に戻すことについての町長の意見を再度伺います。

それと、今、早急にやらなければいけないことと、町民の意見や、また県や他町村の意見を聞かなければいけないことと、やはり分けてやらなければいけないというふうに思うのです。優先順位をどこに置くかということだと思ふのです。郡内町村長、それぞれの考え、思いで国へ訴えております。目的は一つだと思ふのです。目標は一緒だと思ふのです、各町村。しかし、町長は避難所にいまだかつてとどまって、要するにただ一人だけ県外から物を申しているわけです。いろいろ国にも申し上げております。それは我々もわかっております。ただ、町長のやっていること、町民が本当に町民のためになっているのでしょうか。町民が本当に希望を持てるのでしょうか。双葉地方が1つになり、これから除染、中間貯蔵、損害賠償、仮の町、健康管理など目標に向かって前進するためにも、県内に戻り、やはり同じ県内で同じ土俵の上で訴え、建設的な議論をしていただきたいという思いますけれども、はっきりとした決断をお願いしたい、お聞かせしていただきたいというふうに思います。

それと、仮の町についてですが、先ほど同僚議員からも質問がありまして重複するかもしれませんが、町民参加の復興まちづくり計画策定事業、企画競争説明書というのがあるのですか。これ

事業者に出した説明書なのです。その中で、仮の町の完了までに数年の時間が有する可能性があり、合意形成、継続的な事業業務となる可能性があり、単年度ごと業務となるとあるのです。そうすると、委託事業者とは単年度契約というような形になるのでしょうか、これ何年ほどかかるのでしょうか。

先ほど町長から仮の町は3年というふうに考えていると言っているのですけれども、町民は正直言って待っている時間はないというふうに言っております。仮設借り上げ住宅も1年延長されて、平成26年3月までと決まっているわけですから、県外に避難している町民の方も、学校とか仕事の関係で、今の避難場所には定着せざるを得なくなってくるのではないかというふうに思うのです。早くだから仮の町構想を打ち出していきたいというふうに思うのですが、その辺のところをご答弁をお願いします。

仮の町についても一つ、国は復興庁を初め各省庁支援チームを発足して、秋までに住民調査、住民意向調査を実施するようですけれども、一方で復興庁はそれぞれの自治体の素案が示されなければ支援策も検討できないというふうに言っています。さまざまな課題もあるわけですけれども、先ほど冒頭の質問で言いましたように、課税のあり方、住民登録の方法、インフラ整備の費用の負担とかありますけれども、それぞれ郡8町村の実務者協議会で副町長が行って協議していると思うのですが、国も我々のところに来ていただきたいというふうに思うのです。現場を見るのが大事ではないかというふうに思うわけです。ですから、復興庁、福島復興局の職員をオブザーバーというふうな形で我々のまちづくり委員会に参加させてはいかがかなというふうに私は提案するのですけれども、その辺のところをお伺いします。

それと、震災関連死、まだ調整中という件数も示されましたけれども、なかなか申請に関して該当条件がなかなかわからず、申請をためらっている遺族の方もいらっしゃるかと思いますので、周知徹底をお願いしたいというふうに思いますが、要望でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

ただいまいろいろ質問を受けました。ございました。順不同になるかと思いますが、今一番遅い順から返答させていただきますが、関連死の広報、住民に周知徹底を図ってはどうかということですので、これ当然だと思いますので、これはどのような指導がいいのかわかりませんが、指導して、周知徹底を図りたいと思っております。

それから、仮の町についてですが、委託は単年度であります。これは単契約ですので、早く構想を出してもらいたいということでもありますけれども、先ほどから答弁していますように、やはりこれは住民の皆さんの考えていることの集約をなくしていかないと、最初から考えを封じ込めるようなことはしたくないというふうに考えておりますので、私なりに試案は常に持っておりますけれども、ご意

見をまず集約をさせていただいて、その中で整合性のあることをより住民の皆さんの希望に沿うような形の方向を目指すべきということで、しかしこれは時間をかけてやるものではなくて、なるべく早く中間的な報告もまとめながら、方向を推移していきたいと、見守っていききたいと思っております。やはりそれは検討委員会の中で多くの議論をしていただいた中で、まとめたものを私は受ける立場にあるというふうに思っております。

補償の関係で国が住民調査をするということですが、これはやはり国の立場でやる調査ですし、この計画をつくらないと協力のしようがない。これ確かに予算つけられませんので、当然検討委員会の中で予算要求できるような形になれば、中間的にも予算要求してまいりたいと思っております。また、国の参加も検討すべきではないかということをおっしゃっていますので、これについても前向きに参加を復興庁と当たってみて可能であれば実行していきたいと思っております。

また、アンケートの件ですが、県内、県外のメリット・デメリットということですがけれども、メリット・デメリットってまだ整理した考え方よりも、まずは私は安全に暮らせることが大事かなというふうに考えております。これも一様にいかないところが、混乱の中で避難した経緯がございますので、全く思うようにはいっていないところがございますが、安全であるべきかなと、そんなふうに安全を最優先にしていくべきかなと、こんなふうに考えております。決断をということですが、私は先ほどから申し上げているように、帰らないとは決して言っていません。まだ県内に戻さないとは決して言っていません。戻すための今取り組みをやっておりますが、このたびの意見をいただいて、より早くその方向を示したいというふうに思います。また、このアンケートの中で出ました地名については、私のほうでまだ接触はしておりませんが、議会の皆さんと今後これは協議しながら、どういう方向で詰めていくのがいいのか協議をさせていただいて、どこの場所にするかということをお方向づけをしていきたい、こんなふうに考えております。

それから、この5項目についてのお話をきょう伺ってというよりも、設問6について岩本議員から伺いました。きのう、私どもも委員会報告をもとに内部検討しました結果、やはり設問6について大変興味あるという意見が多く出ました。私は設問6をやったり多くの町民の皆さんも知りたいと思えます。私も知って、今後の参考にさせていただければありがたいと思っておりますので、ぜひ公開をしていただければというふうに考えてございます。そういうことの中で、多くの皆さんがどのような答え方をされたのかについては大変興味を持っています。ぜひお願いをしたいと思います。

そういうことに……

(「メリット・デメリットの話、交通安全上です」と言う人あり)

○町長(井戸川克隆君) そういう距離感ですね。距離は、大変これはあります。距離からいえば、デメリットであります。メリットというのは、まずは最初の段階で役場機能を安定化させるためには、一番町民の皆さんの安否確認、それから状況把握あるいはまとめ上げることについては、離れた結果、安心してできたのではないかなと思います。これがメリットだと思います。

また、メリットといえば、役場職員も住民でありますので、その辺がどういうふうに彼らは思っているかわかりませんが、町長としては労働基準法にあって、働く場の環境基準というのが守らなければならない責務がございます。そうしますと、やはり今、放射能基準はありませんが、放射能の基準がやがて町長が職員から何らかの形で問われたときには説明ができるのではないかなと、そんなふうに思っております。この行方は大変心配をしております。そういうことです。これがメリットだと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 最後の質問になりますけれども、どうもメリット・デメリットの話ばかりではないのですけれども、私の言っていることと話をすりかえられるような答弁なのですけれども、やはり長距離なわけですから、いつ事故が起こるかわからない状況に置かれているということなのです。そういった事故が起きた場合に、だれが責任とるのですかと。こういうふうに県内、県外に町民が分散されている中で、これはデメリットばかりです。だからやっぱり本当に町民の安全・安心を考えるのであれば、そこは真剣にやはり考えていただきたいというふうに思っているわけですが、設問6について公開していただきたいというふうなことですけれども、それを言わせてもらうのであれば、町でも町政懇談会をやって、我々も議会が町民との懇談会をやって、その町民との意見を町長のほうにすべて議事録をお渡ししました。ただ、町からの町政懇談会の内容は我々議会には示されていません。こっちからいろいろ町民の意見を聞いていることに対して、町のほうにお渡ししているにもかかわらず、町のほうでは隠しているわけではないのでしょうかけれども、一つも議会のほうに提示していないという、ですから教えてください、どうのこうのではなくて、やはりそういう町民の意見があるわけですから、本当に真剣にやはり考えていただきたいということをここで言わざるを得ないというふうに思うのです。

それで、はっきり戻るか戻らないか、戻りますと断言してください、期間も含めて。いつごろまででも結構です。そうしないと、私ここからおりることできないです。町長はしきりに3月の定例会の施政方針でも、「町民による町民のためのまちづくり」をスローガンとしてやっていきますと言っているわけです。町のアンケートとか町政懇談会の意見も踏まえて、そして一步でも前に進みたいというようなお気持ちがあるのでしょうかけれども、我々3月議会で発議案を提出して、全会一致で可決しているわけです。具体的なそのことについて、執行の道筋をきちんと示してもらわないと、これはもう町長を信用することはできなくなってしまうのです。はっきりと役場機能をいついつまでに戻すことで進めていますというふうに明言してください。そういうふうな気持ちであれば、きちんと断言できると思うのです。あやふやな気持ちでいるからなかなか検討しますとか、そういうふうな言葉が出てくるというふうに思うのです。みんなここにいる、ひな壇にいる役場課長クラスの人たちどう思っているのでしょうか。町長の言うことにただ首を縦に振っているわけではないというふうに思うのですけれども、やはり町民のほうを向いて真剣に考えていただきたいというふうに思います。

今必要なことは、町民一人一人の力だと思うのです。町長も言うように町民力だというふうに思います。大義名分がないとかって自分で思っているかもしれないけれども、大義名分はやはり県内に半数以上いるからです。町民が半数いるから、それが大義名分でもいいのではないですか。225名いる子供たちを放射能から守る、健康管理をこれからやっていくって、そのことが大事ではないですか。大義名分あると思います。最後にちゃんと明言、役場機能を県内に戻すと断言のお答えをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まずもって町政懇談会の報告書、これはまとめ次第お示しをしたいと思えます。

まず、断言ということですが……

（「断言です」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） 私にも執行者としての立場がございませぬ。そしてまた……

（「一言でいいですよ、何だかんだ言わなくても」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） いや、説明します。私にも町民の意見、多く寄せられております。これから今、既にきょう、病院に行くように連絡した町民もいますが、県内にいて、のどが痛くてどうしようもない。どうすればいいのだという町民もおります。しかし、これらについて、今、政府が、あるいは福島県がはっきりと我々に対しての安全宣言が出されておられません。

（「国、県じゃなくて、町長の意見です」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） 私が、今度そのことで決断することによって、どのように町民に保障しなければならないかを考えたときに、議会の皆様方も大変多くの町民からいろいろ言われております。これも存じております。

（「福島県内にいる町民はどうするのですか」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） しかし、全国の町民です。県内にいる町民も心配しております。

（「だったら、町長は県内に戻ってください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 岩本議員、答弁をきちんと聞いてからにしてください。

○町長（井戸川克隆君） 健康について、ではだれが一体町民の健康を保障するのかということに私は責任者として深く考えていかなければならない立場にございませぬ。したがって、今、役場庁舎内でのこの問題については、慎重に検討をしておりますし、先ほど以来答弁しているように、帰らないということは言うておりませぬ。そして、早急に役場機能を戻すということに答弁しております。そしてまた、その場所については、議会のほうから示されたアンケート結果に基づいて協議を議会の皆さんと一緒にしてくださいという話もしておることは、結果から言えば役場機能は県内に戻すということの判断のもとに私は答弁をしております。しかし、はっきりとした時間は、受け入れる相手のことでもありますので、少しここは時間をいただきたいと思っております。

以上です。

（「戻しますと言ってください。戻しますと断言してください。戻しますとだけ言ってください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 先ほども申し上げましたが、期限については早急に相手の方と協議をしなければなりません。そして、場所の選定、それから設計構想とかいろいろございますので、早くても着工して完成するまでには年度内はかかるであろうと、そんなふうに考えております。

○3番（岩本久人君） わかりました。終わります。

○議長（佐々木清一君） 以上で午前の部を終了します。午後1時から再会します。

休議します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位5番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。

2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） 通告番号5番、議席番号2番、白岩寿夫、一般質問を行います。

原発事故が起きてから1年3カ月が過ぎ、今でも避難生活が終わらないまま、いつまで待てばよいのか、大切な補償・賠償もなかなか決まらず、国、東京電力も住民のためにもっともっと前に出て、私たちが生きていくための補償・賠償に早く進んでもらいたいものです。

今、いわきの仮設では、夜になると、せんだんという施設があるため、夜に徘徊する老人の姿が見受けられるようです。特に問題はありますが、これだけお年寄りの方が多くなってきたことは事実です。特に男性のお年寄りの方が部屋にこもりがちに見えますが、早いうちに対応も考えなければなりません。

そこで、町長に質問します。仮設住宅の対応について、いつ起きるかわからない火災、仮設住宅地域での敷地内での交通事故など安全対策はどのように考えていますか、町長にお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

いつ起こるか分からない火災や仮設住宅敷地内での交通事故など安全対策についてのおたただしであります。仮設住宅は応急的に整備されたことから、限られた敷地に棟続きの戸別住宅が連立しており、万一火災が発生した場合は、隣接住宅への炎症が免れない状況にあります。このため、基準により消火器が設置されているほか、全戸に小型消火器を配置し、火災発生時の初期消火に備えておりますが、さらに双葉地方広域市町村圏組合消防本部で大型消火器を各町村に配備するよう福島県と協議中であります。配備できない場合は、町で配備いたします。

また、季節により消防署の協力により初期消火講習会など火災予防啓発活動を実施することにより、防火対策を推進しております。また、交通事故対策では、避難先により冬場には降雪による路面の凍結やふなれな環境での生活では、特に高齢者や子供たちへの交通事故防止策が必要と思われま。このため、管轄する地元警察署の指導とご協力により、交通安全教室を開催するなどなれない地域での交通安全対策に努めてまいります。

○議長(佐々木清一君) 2番、白岩寿夫君。

○2番(白岩寿夫君) いわきの仮設住宅なのですが、これはどこの仮設も同じだと思います。1棟当たり5世帯から6世帯の町民が住んでいます。そして、町から贈られてきた消火器が1つ、各世帯にあります。でも、その消火器は、いまだ箱から出されていません。そのままの状態であるのが多かったです。部屋の中には、いまだ灯油が入っているポリタンクが数個置いてあります。各棟には1つしか消火器が置いてありません。これで消火体制は十分でしょうか。ガスボンベが、棟棟くっついて4本並べてあります。各棟に沿ってたくさんの車も置いてあります。各棟と棟との間には、皆さんが置く場所がないので、タイヤがいっぱい重なっております。物置小屋もつくられています。いろいろなものが置いてあるので、火がついたら隣の棟に移りやすくなっております。消防自動車が来るまで8分、8分待つというのはすごく長く感じられます。火が出たら、住民の火災の安全対策が守られるでしょうか。仮設は火の海状態になります。

それから、仮設住宅の敷地内での交通事故ですが、敷地内はきれいにアスファルトで整備されました。お年寄りの方も子供たちも元気よく歩くことができ、今までは砂利が道に敷かれ、広場も角張った小石が敷地内に敷かれていました。お年寄りの方は、つえをついて歩くのも大変な状態、押し車で引いてもなかなか歩けない状態でした。今でも子供たちは自転車に乗りながら、その小石のある敷地を飛んで自転車でスピードを上げながら走っていました。今、道路敷地内はきれいにアスファルトで敷かれております。自転車で子供たちがそのきれいに整備されたところを勢いよく走っている姿があります。お年寄りは押し車で元気よく動きますが、これが事故のもとになりつつあります。最近も子供たち、車と自転車の接触がありました。車と車の事故がありました。大変大きな問題だと思います。そして、その中で住民同士トラブルがよく見られております。すぐにも対応を考えなければいけません。

ん。子供と車との大きな事故があったら大変なことが起きてしまいます。せっかくきれいにした道路も、これでは心配が絶えないと思います。すぐ早い対応をしなければいけません。安全対策について町長の考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま白岩議員からる南台の状況をお聞かせいただきました。もとより仮設住宅のあり方、南台に限らずさまざまな問題を抱えております。その都度改良を重ねておりますが、まことに火災については南台に限らず、双葉郡内の全部の仮設住宅に大型消火器を設置するように福島県と交渉中ですが、今、福島県が難色を示しておりますが、余り時間をかけずに、もしだめであれば、各町村でこの問題を共有して、双葉町については早く設置をするようにしたいと思っております。

このガスボンベあるいは灯油、この問題も大変な問題であります。物置を双葉郡として国や災対本部のほうに仮設ごとに置くようにこれを要求して、それは予算化しているはずですので、早急にこの対応を災対本部に申し入れを、災対本部でもわかったということになっておりますので、災対本部で設置するむよう再度強く要望してまいりたいと思います。

交通事故が心配だと、まさに便利になると次なる問題から発生してしまうということでもありますので、子供の自転車におけるマナーの指導を徹底をしていきたい。そして、事故防止の、住民同士の共有化をして、お互いに気をつけるような申し入れを私のほうから担当者のほうに強く指導してまいりたいと思います。

今、放射能が危険だということで避難しておきながら、避難先でそういったことのないように強く指導を行いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今、町長から安全対策についていろいろお話がありました。いわきの仮設なのですが、まず車を仮設内には入れない。車は決められた駐車場にとめる。簡単なことですが、早いうちに手を打たないと、ますます住民同士のトラブルが大きな問題になります。

それから、今、私が言ったことを住民の方に早く守らせるようにすることはいいのですが、今まで自由に車を仮設内に入れていた。でも、何にも言われていない。今ごろになって注意しても、かえって住民の方が納得するような、させるのはかなり難しいと思います。今、住民の方は、朝早く仕事に行く。そのために仮設の前にとめているのに、こういう人がいます。あと、雨が降ると駐車場に行くのは大変だから、だからとめない。こういうことを今までずっと長い間やってきて、町からの指導、これかえって反発が出ないでしょうか。だから最初からきちっと町でそのような対応をしていけば問題がないのですが、これ投げっ放しでいましたよね。私も一度あの道路のそばにとめていた人に対して、ここは危ないからと注意しました。何でおまえが言う必要あるのだ。言われる必要はない。火事だってまだ起こらないし、でも安全のために注意したら、でも基本的に駐車場に置くことが一番大事

なことであって、子供のためにも一番いいことなのですが、もう1年もああいう状態をしていたら、住民もそれは反発します。だから一番大事なのは、最初から厳しく、道路は道路を走るように、そして駐車場はちゃんと何番に入れなさいと決められているのですから、それを厳しくやらないからこういうふうになるのです。多分町長のほうからそういうことを言われると、必ず皆さんは面倒ですよ、あそこまで歩くのは、駐車場まで。でも、安全のために考えればやらなければならない。でも、住民の心はあれでなれてしまっているの、やはりそれが大きな問題になるのではないかなと私は思います。よく住民の方と話ししながら、この問題は早く進めばいいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 住民の方とよく話し合うということから始めないと、やはり今、白岩議員が言われたように、住民から反発が来ることは十分予想されますので、その辺も来ないような形で、これから以後そういうことの起きないような形でよく話し合いをしたいと思いますので、これは預からせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、双葉町の弁護団についてです。

双葉町弁護団に依頼し、双葉町町民が紛争解決センターに出している依頼件数と実績、双葉町弁護団の予算と内訳など経過報告をお願いします。町長をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 双葉町弁護団に依頼し、双葉町民が紛争解決センターに出している依頼件数と実績、双葉町弁護団の予算の内訳などの経過報告についてのおたただしですが、被災町民の皆さんの原子力損害賠償手続きにつきましては、昨年12月25日に原発事故被害救済双葉町弁護団を結成し、福島県、埼玉県、神奈川県、東京都などで、これまで和解仲介申立説明相談会を延べ74回開催し、1,233世帯、1,843名の方にご参加をいただきました。また、町民の皆さんと弁護士との委任契約の状況については、6月13日現在で222世帯、559名となっています。

次に、双葉町弁護団の予算の内訳ですが、まず平成23年度が806万8,000円、内訳が委任契約時の着手金町負担金433万円、説明相談会時の弁護士費用373万8,000円となっています。また、平成24年度が149万3,000円、内訳として着手金町負担金123万円、説明相談会時の弁護士費用26万3,000円となっています。さらに、原子力損害賠償紛争解決センターに対する申し立て件数は、5月末までで145世帯、360名となっています。去る6月13日には、旧騎西高校において紛争解決センターによる口頭審理が行われ、ことし2月に申し立てた12世帯が出席いたしました。出席された町民の皆さんからは、原発事故による悲惨な避難生活の実態などを訴えがありました。申し立て件数の増加に伴い、和解仲介までの手続きにかなりの時間がかかっている状況ですが、被害住民の避難生活の実態を十分にとらえ、損害賠償の早期実現に向けて今後も国及び東京電力に対して誠意ある対応と完全賠償を行うよう改め

て強く要求してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 3月9日での弁護団の依頼数または実績などの数字を見て、私は現在、町長が言った数字、かなり弁護団に頼む双葉町の住民の方がふえて感じられます。やはり弁護士を使って東電の完全賠償を進めていきたいということの住民の考えだと思いますが、双葉町の住民はいろいろなやり方で損害賠償に進んでおります。個人で東京電力と接触して話し合っただけで進んでいく人、そして弁護士に個人で依頼する人、弁護団という大きな組織に依頼する人、いろいろなやり方で進んでいきます。

双葉町は、住民から1万円と、そして町からの負担があります。いろいろやり方は、私の弁護士の場合は個人なので1万円という形で依頼しておりますが、双葉町、町の弁護団として町からお金を出すということについて、やはり周りでは自分でお金出しながらやっている方もいますので、そのことについて町長はどう思うのかなと私は感じます。いろいろと東電と話ししながら、完全賠償を求めているのでありますが、今言われていることは、弁護士を使うとかえって相手も弁護士、その中でなかなか賠償取るのが大変だというふうな住民の見方が見えます。私も弁護士からかなり大変だという、プロを使うと、やはり相手もプロで話し合うので大変だよという話を聞きます。この補償、賠償、相手はお金を出す方、国、東電側、取るほうは住民側です。相手はその賠償を決める。こっちは取るために相手に対していろいろな弁護士を使ったりして賠償を取ろうとする。どっちが有利かということ、やはり出す方が自分でその問題を決めることができるので、かなり有利ではないかなと思います。取るほうはもらうほうであって、それなりのことをしないと相手からその要求をとるとするのはやはり難しいことがあるのではないかなと感じられます。出すほうと取るほう、よく考えてみれば、だれでも出すほうが、私は出さないとすればそれっきりになるし、取るほうは真剣になって取りたいのでやりますよね。決めるのはどっちかということ、やはり出すほうが有利だと感じますが、これ、町長、これから双葉町弁護団の、そして住民の食べるための将来の補償です。このことについて、町長どう考えます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 我々は決して利益を求めているわけではありません。やはりそれぞれの損害をどう評価してもらうか、正当評価をするための手だてとして専門家を頼んだ場合と、自己決定できる方は自己決定の中でやられております。どちらでもよろしいとは言いながらも、やはり十分にそれぞれの町民の皆さんが納得できるような形で決着をしていただきたいと思います。そんなふうを考えております。自分でできない、やっぱりプロを頼むという方はプロを頼まれても結構だと思いますが、今、賠償について一番早い解決の方法は、賠償する側の要求に応じればすぐ払われるわけですが、それでは納得できないということもわかります。それでいいという方と納得できないという方が、納得できない方は、いわゆる自己努力の中でやっていく方と、それから弁護士あるいは弁護団を頼む方とある

と思いますが、やはり最終的にはこの賠償金の帰属は個人のものでありますので、個人の方がどちらを選ぶかということになるかもしれません。

しかし、そうは言いながらも、遅々として賠償が進んでいないのも現実であります。どちらの方法でもいろいろと苦情というか、問題があるように聞いておりますので、本来であれば、やはりこの事故を起こした責任者が誠意を持って正当な評価をちゃんと被害を受けた住民の方に届けるぐらいの気持ちが必要だと私は思います。一方的な事故の中で避難をしているわけですので、我々いろいろ言われております。あれほど原発の交付金もらって、また賠償かと言われておりますが、あれほどでは決して私どもはないと思います。それほど双葉町が豊かになったという形跡もございません。むしろ少なかったのではないだろうか。電力も使って栄えた東京の地方よりも、はるかに我々のところは栄えた形跡がありません。そのようなことから考えれば、やはり加害者である東京電力は誠意をもってどのような形であろうとも、我々の要望にこたえるべきだと思いますが、まとまる回答にならない回答をしましたが、町民に1万円を町として使うのはどうかというおただしもございました。これは大変複雑な思いの中で、一刻も早くということでもございました。

そして、一番先に東京電力から来た請求書様式見たときには無理だなと、これではとてもプロでさえ容易でないところに、この様式でやっていくには無理だなという思いもございまして、町民の皆さんの利便を考えて、そして後で不満の残らない方法も選択していただきたくてこのような形を決断したわけでございます。町民の皆さんがやがてよかったなということが聞こえるような取り組みを弁護団には頑張っていただいて、有効にその仕組みを町民の皆さんにキックバックしていただきたいなど、そんなふうを考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 双葉町の弁護団、やはり行政が携わっている弁護団ですよ。やはりよその弁護団から見てもしっかりした完全な賠償を取れる弁護団でないといけません。町がやっている弁護団、個人がやっている弁護団、全く違います。それだけ町が出て、双葉町の弁護団をつくったのであれば、やはり住民に対してきちっと完全にとれるような賠償をして、ほかの弁護団の手本になるような、裁判であれば住民の賠償にとってすばらしい、納得のいく裁判をした場合、それが判例になるような双葉町弁護団をやはりつくり上げないと、間違っただ判断をすると、裁判でその判例がよその弁護団にもかかわってくるので、やはりそれを十分に考えて、町の弁護団は皆さんが頼んでいる弁護団以上にやってもらいたいと思いますが、町長、どうですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 白岩議員のおっしゃるとおりであります。やはりよその模範になるような解決をしていただきたいと思います。さらに、今の話を弁護団のほうに伝えて、なお一層頑張るようお願いをしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、避難対応について。町民は、仮設住宅、借り上げ住宅で公正公平でない生活を送っております。町として生活費を援助する考えはありませんか。町長にお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 町民は、仮設住宅、借り上げ住宅で公平公正でない生活を送っているため、町として生活費を援助する考えについておたがしですが、昨年度の国の災害救助法に基づき生活必需品供給事業により仮設住宅並びに借り上げ住宅入居者への物資支援を行っております。また、昨年度、本年度に借り上げ住宅入居者を対象に双葉町へ支援いただきました物資の中から、生活用品等をお送りいたしました。今後は、双葉郡内の町村の動向を確認しながら、生活用品の提供をしたいと考えております。また、生活費の援助につきましては、郡内町村及び県と協議して、可否について判断してまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長は、町民の皆さんは、借り上げ住宅を多くの人が望んだ。でも、災害救助法の中で借り上げ住宅に対して非常に冷たい。一緒に避難しているわけですから、境界なんてあってはならない。災害救助法の中の枠の中に入れてもらうべき、こういうことも要望してまいりたいと言っていました。そして、国の本部は、我々のところにこの人たちが実態調査に一度も来ない、来ているかどうか記憶にもない。町民の生活実態、どういうところに問題があるかということに調査されたような記憶もない。やはり私たちは政府の避難指示で避難しているのだから、ずっと面倒を見ていただきたいと思うわけですよ町長は言っています。決して甘えるわけではない。着のみ着のまま避難をさせざるを得なかったこの状況に対して、悩みを解決していただきたいと言っています。町長、ここまで町長が怒っていますが、町長の考えはどう思うのですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 私が述べた言葉であります。まさに今、国の災対本部には生活支援班というものがあります。しかし、実態として私どもの悩みをじかに聞きに来たところの記憶がありません。国はよく国に責任ある、責任あると言いますけれども、そこが明確にされないまま新たな施策、いろんなことが国から言われてきております。

しかし、実態は違うのです。我々はそれよりも今望むのは、生活の困っていることに対して何とかしてほしいという思いが圧倒的に多いです。きょうもいろいろなご質問をいただきましたけれども、まさにこの場に国が同席して私の隣に座って答弁してもらいたいような気がします。まことにそのような思いで、もう少し優しい対応を今からでもやっていただきたいなと思っております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長、町長が言うそういう気持ち、これだけ怒っている町長の言葉、私、前回の質問のときの町長の答弁を見て、今さっき考えて書いたのですが、町長、このほど仮設、借り上げ、いろいろな問題に対して疑問を持っている。仮設問題とかいろいろな問題に対して、町長は先ほ

ど言ったとおり、いろいろな問題に対して掲げて、これだけの怒っている言葉を聞いて、これだけ町長が考えるのであれば、町長、双葉町にある仮設、みんな大変です。何度か町長、足を運んでみましたか。住民は待っていますよ。これだけ町長が国のことを言うのであれば、副町長も何回も来ています。でも、待っているのは町長です。やはり双葉町のトップである井戸川町長があの仮設を何回も忙しい中仮設回りをしたら、双葉町住民の気持ちはやはり落ち着くのではないかなと思います。町長が言ったこの怒りが、今、仮設で皆さん怒っています。来ない。ここまで町長が言うのだから、これから住民が待っているのです。私が言った先ほどの火災だって何だって同じです。やはり行って、あの集会所に行って、皆さんと話し合うことです。それが全然町長は来なかったから、こういう話をここでするようになるのです。やはり町長にとって住民は子供だと思っている町長の考えでしょうから、やはり何度も何度も足を運んで、これだけ福島県内に住んでいる住民の方待っていますので、これからどう進むか考えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今までも思っていて実現できなかった部分もあります。しかし、少し整理をして、自分の立場、立ち位置、そういったものを整理して、時間をつくってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長、本当に仮設の人つらいです。中に入ってみれば……

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫議員、これ同じ質問を3回目聞かれていますので、次の質問に移ってください。

○2番（白岩寿夫君） 次の質問に入ります。

次、役場の本体機能を県内に戻すことについて。昨年10月末から郡山市に福島支所が設置されました。役場機能は十分に果たされていない状況にあります。一日も早く戻してほしいという町民の声が多く、県内から聞こえてきます。役場の本体機能、年度内に戻すのか、年内に決めるのか、もう一度町長、お答えください。

○議長（佐々木清一君） もう一度って、これ最初の質問ですから、再質問ではないでしょう。

○2番（白岩寿夫君） はい、再質問ではないです。そのことについてお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 役場機能移転についてのおただしではありますが、福島県内に避難されている町民の皆さんの災害対策及び役務の提供のために、郡山市に支所を設置し、各種支援業務を行ってきておりますが、ご質問の趣旨に合うように、先ほど岩本議員にもほかの議員の皆さんにもお答えしましたが、年度内に戻るという方向を先ほど話しております。その中でやらなければならないこといっぱいありますので、その場におきましてはご協力をお願いしたいなど、そんなふうを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時50分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 福島県に機能を戻して、やはり住民が使いやすいための機能をつくってほしいということで町長に質問します。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 本来役場というのは、住民のためにあると思います。その機能を備えるということです。

○2番（白岩寿夫君） 以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 通告順位6番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 通告番号6番、羽山君子、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1番、被災者代表を審査会に参加させることについて。中間指針の第2次追加補正が示されましたが、原子力損害賠償紛争審査会への参加について、今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

被災者代表を審査会に参加させることについて。原子力損害賠償紛争審査会に被災者代表を参加させることについての今後の取り組みについてのおたがしであります。原子力損害の賠償に関する法律第18条により、今回の原発事故を受け、昨年4月11日に原子力損害賠償紛争審査会が設置されており、現在の委員が9人、法学者や医学者などで構成されています。紛争審査会は、法律上、紛争当事者による自主的な解決のための一般的な指針を策定すると規定していますが、現実には被害住民の意見が反映されずに、審査会が一方向的に決定した指針を盾に、東京電力は私たちに一律的な損害賠償基準を押しつけております。当然納得のいくものではありません。

昨年12月の双葉地方総決起大会において、審査会に地元の住民を参加させるよう決議しています。また、ことし1月、郡山市において双葉地方町村長が出席した紛争審査会においても、私のほうから申し入れをしておりますし、さらに知事と8カ町村で文部科学省に伺った際にも要求をしております。

損害額の完全賠償に向けては、被害住民の実態を反映させた賠償指針の見直しが必要であります。紛争審査会に被災者の代表を参加させることについて、各市町村共通の問題として今後も事あるごとに国に対し繰り返し強く要求してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 双葉町は紛争審査会に代表を入れることについて、野田総理の要望書の中にこの文言を盛り込み、3月23日の回答が来ておりますが、私たちの納得のできる回答ではありません。この回答をくださった原子力災害復興班の井上さんは、既に経済産業省石油流通課に異動されています。このため、審査会の参加は遠のくばかりです。審査会への参加を強く要望したいと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまありました紛争審査会の回答、まことに私もそのとおりで思っております。やはりこの賠償問題はまだまだ長く続きますので、これは引き続き要望、要求をしていくものと思っております。双葉町に限らず、双葉地方としての取り組みが必要か、あるいは今後拡大すべきかという議論も必要であります。いずれにしてもこの要求は下げるものではないというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） また、中間指針の2次追加補正を示されておりますが、福島県知事も誠意がないと話しているとおり、具体性に欠け、何ら変わっていないような気がしてなりません。引き続き私たちの思い、願いが反映されるような紛争審査会に対し、さらなる働きかけが必要かと考えます。町長のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この中間指針が私たちにとって優しい指針であるのか、厳しい指針であるのかは、被害に遭われた方の多くの聞きますと、厳し過ぎる指針である、あるいは交通事故事例を参考にしたという、今までにない非常に大きな事故で我々は避難を強いられております。このようなことから、今、羽山議員が言われたように、多くの意見を添えて、これを訴えるべきものと強く思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、2番に移りたいと思います。

双葉町のコミュニティ維持のための温泉利用について。双葉町のコミュニティと健康管理及び温泉利用について、具体的な案はどのようになさっているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 続きまして、双葉町民のコミュニティと健康管理及び温泉利用について、具体的な案はどのようになっているかのおただしですが、本年3月の第1回双葉町議会定例会でもありましたが、町がコミュニティの場として温泉を利用することにつきましては、費用負担や全国に避難されている方との関係などさまざまな課題があり、難しい面があります。しかし、コミュニティの場につきましては、避難されている方の情報交換やきずなを深めるなど避難生活の長期化に伴い一層重要なものとなっております。町民の皆さんのコミュニティや健康管理の場として、教育委員会生涯

学習課による婦人学級、高齢者大学、郷土文化教室及び健康生活学級を5月から、順次、福島県内、つくば市及び旧騎西高校において実施することとしております。また、社会福祉協議会が運営しております双葉町サポートセンターの事業は、ことし1月から実施されております。いずれにいたしましても、避難されている方のコミュニティの場は、避難生活の長期化に伴い、今後ますます重要なものとなってまいりますので、町民の皆さんに各種学級などへの参加や避難者に自主的に集まる場などを利用していただき、避難者コミュニティを図り、きずなを深め合っていただきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 双葉町の約半数の方々が県内に避難しており、1年と3カ月も過ぎようとしております。双葉町町民の皆さんにも少しでも快適な避難生活を送っていただくために、3月の定例議会でも温泉施設の利用をお願いしました。町民が温泉施設を気軽に利用できる環境を整えることで、敬老会の利用、今、町長さんがお話しされたことのすべてが入るかなと私は思っております。

また、町民の健康の維持増進が期待されるほか、医療費の削減、福島県の風評被害の解消などなど効果が期待されると思われませんが、温泉施設の利用については町長の再度のお考えをお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 福島県内に限らず、全国の町民の皆さんにこのような恩恵は必要だと思っております。しかし、交付金を使うという役目上、私にとって町の財政再建等もございますので、その枠内での対応が可能かどうか検討をいたしております。医療費の削減に結びつくということであれば、まさにそういうことにも整合性はあるかと思えます。いろいろ狭い範囲の中で最大の効果が出るような対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 双葉町にはせんだん温泉があり、皆様の憩いの場となっております。今回の原発事故により利用不可能になったわけですから、賠償の対象にもなることと思えます。そのことを踏まえてお考えいただきたいと思えます。

町民の健康は、町の宝です。まだ避難している人にとっては、1日が1カ月たったような気がするからです。先般の質問で町長は、実現できるように交渉してみたいとおっしゃられましたので、ぜひ前向きな対応をお願いし、町長の考えを再度お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 町民の皆さんの健康を守るということは、最大の仕事だというふうに考えております。したがって、この利用については、前回の議会においても答弁はいたしましたが、町民の皆様の共通性、整合性、これらもありますので、いまだにその実現には至っておりません。交付金の使い方についても、いまだに判断できないところがございますが、健康増進ということについての温泉というのは一つの方法かなというふうに考えております。これの実現について、前向き

に検討をしていきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、3番に移りたいと思ひます。

騎西高校に避難されている方の食費について。残った弁当の処理はどうされているのか、また今後の予定として、災害救助法で続けていく期間をお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 騎西高校に避難されている方の食費についてですが、残った弁当の処理は、今後の予定として災害救助法で続けていく期間についてのおただしですが、残った弁当については、衛生面を考慮して処分しております。また、騎西高校避難所の食事に関しましては、災害救助法の適用を受けており、無料で提供しております。避難所を設置している埼玉県から期限は示されておひませんが、騎西高校避難所の食事の有料化について、埼玉県と関係機関との協議を進めているところでございます。有料化に向けて今準備中であることをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 騎西高校に避難されている方々の1年間の食費ってどのくらいな金額になっているのかなということ、私も福島が近いものですから調べてみました。平成23年4月から現在24年4月まで約2億2,000万円であります。そのことについては、避難者の食費として災害救助法で認められている経費ですから問題はないと考えています。しかし、残った弁当の数を見ますと、毎日かなりの数の弁当が残っているのが実態であります。10個、20個ぐらひは残りが出ても仕方がないと思ひますが、残った弁当を金額にすると約3,200万円近くになります。約15%が残ったということになるのです。先ほど町長さんが衛生上処分しておられると言ひました。その残った弁当のごみ、処分代として1年間どのぐらひ使われているのか、ごみの処理代をちょっと調べてみました。これは埼玉県のほうに聞きました。9,500万円です。その中で弁当の残った処理をされていると。どこの家庭でも食事に残りはあると思ひますが、残りが多過ぎると思ひませんか。その辺をお答えお願いいたします。

（「議長、休議してください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時10分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変な量になっていると思ひます。今、処分量の問題含めて費用負担が大変になっております。このごみの処分量、食事の余る量、なかなか正確にやっではいると思ひますが、

やはり出入りの関係でうまくつかめていない、あるいは人数分でとつても、食べないでしまったりするような状況が続いているところで、このような処分量になっているとっております。今後は、全く残さないということは無理であっても、極力残らない努力を住民の皆さんにしっかりとやっていただきたいとっております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 騎西高校の日ごろの数とか日々の必要な弁当の数、埼玉県業者さんに注文する弁当の数の調整は、やはりどのようになさっているのかなというのが私のお尋ねしたいところがあります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今のご質問に対しましては、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 羽山議員の質問にお答えしたいと思います。

弁当の注文の仕方ということではありますが、弁当業者4社ほどございます。それで、各避難者数の把握を事前にいたしまして、弁当の業者さんも材料の調達等々がございますので、すぐあしたから、はい、この数というわけにいきませんので、一定の期間、先を見据えて、大体このぐらいになるのではないかということを確認して、町のほうでは発注、埼玉県のほうにお願いをしているというようなことでございます。それでもなお、町民の方の仕事の関係あるいは学校の関係あるかと思っておりますので、その中で若干のずれは出てくるということは、これ何としてもやむを得ない部分もありますが、できるだけその差がないようにしたいということで努めております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今、武内課長から若干のずれと言いましたけれども……

○議長（佐々木清一君） 羽山議員さん、3回の質問が終わっています。だから質問を次に変えてください。

○1番（羽山君子君） 申しわけありません。

それでは、4番に移りたいと思います。津波被災者の実態と支援策について。津波被害に遭われた方々の居場所は確認されているのでしょうか、また支援策はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 津波被害に遭われた方の居場所は確認されているのか、また支援策はどのようになっているのかのおただしですが、東日本大震災での津波被害に遭われた方々及びご遺族につきましては、災害弔慰金の手続の関係で把握させていただいております。また、津波被害にかかわらず、原子力事故により避難をされている方全員の避難先については、名簿を作成して管理を行っておりますが、届け出と連絡による居場所等の確認となるため、できるだけ異動の場合は早目の連絡を呼びか

けてお願いしているところであります。

支援策については、津波被害にかかわらず被災者生活再建支援法に基づき東日本大震災などの自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の損害程度に応じて給付される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて給付される加算支援金による支援を行っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 津波災害、津波に被災された方々、津波の被災世帯、人数、うち高齢者数とか乳幼児者数、児童生徒数、現在、東日本大震災が発生して1年3カ月がたちました。津波の被災者はどのように避難されているのでしょうか。避難先について、県内、県外別、県外については都道府県、県内については市町村別に提示くださるようお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時20分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しましては、今、通告書になかったために用意はしておりませんでした。1つ問題が、整理しないといけない部分がございます。今後、判断の仕方というのは、これはちょっと近隣と共有しなければならないということになりますので、損害賠償請求のことにも波及するという事も踏まえて、できるだけ数字を使って羽山議員に報告をしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、後でその報告をお願いいたします。

もう一つ、津波被害で質問なのですけれども、これ関連します。原発避難者に対しては、国、東電は車や家、宅地などの財物に対する賠償基準が大体示されたと聞いております。津波で流されている方々に対する生活支援策はどのように対処されるのか、具体的な支援策をお願いいたします。また、他町村では、津波被害に対して基幹産業を新聞やネットを活用して、それぞれの町の復興計画を立てていると聞いております。その対策の一つに防災集団移転食品事業がありますが、その活用についてどのように理解されているのでしょうか。防災集団移転食品事業を活用する場合に、町民の負担はどのようにされるのでしょうか、また町民の負担がないのであれば、早急に取り組む必要があるのではないかと思います、町長のお考えを、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 津波被災者の方のいろいろな取り組み、近隣でいろいろ始まってきており

ます。集団移転なのかどうかということも、まず皆さんに今後聞かなければなりませんけれども、近隣に合わせた取り組みをしなければならぬ、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、5番、役場機能移転について。福島県内に役場機能を戻すべきと思うが、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 現在の厳しい避難生活がいつまで続くのか不透明なため、町民の皆さんの不安は大変なものがあると考えております。このための支援を引き続き行ってまいります。現在、喫緊の課題は、生活の安定のための賠償・補償問題の解決、除染、さらには町民の皆さんの健康不安対策であります。特に健康不安対策、許容放射線被曝量の基準の適用など、本町の置かれている環境面を考慮し、町民の生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能な地域について、形態、期間、時期、内容等、役場の移転や町民の皆さんが帰還するために必要な事項を整理し、評価したいと考えておりますが、先ほど以来、高萩議員からずっと申し上げているとおり、今回出されました委員長報告を基本として、また双葉町としてもそのような方向に向かって、岩本議員にもお話ししました。白岩議員にもお話ししたとおりでございます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長は、6月8日の全員協議会で、役場機能移転は広く町民の意見を聞くと述べられました。これはノートにも書いてあります。議会の役場機能移転に対する町民のアンケート調査は何だったのでしょうか。議会で調査したのは、広く町民の意見を聞いたのとは別なのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 先ほど以来、尊重すると申し上げております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） _____

○議長（佐々木清一君） 羽山議員さん、いいですか。

○1番（羽山君子君） はい。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） それでは、羽山議員さんが再質問の中での質問をもう一度取り消して、再度質問するということで、議員の皆さん、同意してよろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 岩本議員さんの答弁に年度内に戻すと言いましたが、再確認させていただきますが、間違いはないですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 白岩議員さんの質問に対してお答えしたとおりであります。

○1番（羽山君子君） これで質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時29分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成24年第2回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年6月21日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第34号 専決処分の承認について
専決第2号 双葉町復興まちづくり基金条例の制定について
- 日程第2 議案第35号 専決処分の承認について
専決第3号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第3 議案第36号 専決処分の承認について
専決第4号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第37号 専決処分の承認について
専決第5号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第38号 専決処分の承認について
専決第6号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第39号 専決処分の承認について
専決第7号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第40号 専決処分の承認について
専決第8号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第41号 専決処分の承認について
専決第9号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第42号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第44号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 双葉町子育て応援基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第15 議案第48号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 推薦第1号 双葉町農業委員会委員の推薦について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 発議第3号 双葉町長の不信任決議案

閉 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君		

○欠席議員（1名）

8番 佐々木清一君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長兼 職務代理者兼 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 産業振興課長兼 建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティセンター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
企画課課長補佐 兼企画調整係長 兼原子力対策係長	平岩邦弘君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○副議長（伊澤史朗君） おはようございます。皆さんにご報告いたします。本日、議長から欠席届が提出されております。地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長職を務めます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（伊澤史朗君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第1、議案第34号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号 専決第2号 双葉町復興まちづくり基金条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（伊澤史朗君） 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第2、議案第35号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 次、第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第4款衛生費、17ページです。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第5款労働費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第11款災害復旧費、23ページです。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号 専決第3号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第11号)について、
原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長(伊澤史朗君) 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第3、議案第36号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号 専決第4号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（伊澤史朗君） 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第4、議案第37号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号 専決第5号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（伊澤史朗君） 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第5、議案第38号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号 専決第6号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（伊澤史朗君） 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第6、議案第39号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第3款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号 専決第7号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（伊澤史朗君） 起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第7、議案第40号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号 専決第8号 双葉町税条例の一部改正について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（伊澤史朗君） 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第8、議案第41号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号 専決第9号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長(伊澤史朗君) 起立全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○副議長(伊澤史朗君) 日程第9、議案第42号 町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これは3月定例議会でも出てきた案件だと思いましたが、まず3月に否決されて、この6月議会に出す前に全協での説明の場があったにもかかわらず、なぜこれに関しては説明がなかったのかお聞きしたいのですが。

○副議長(伊澤史朗君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 説明の案件にございましたが、特段の質疑、質問ございませんでしたので、お答えできなかったものでございます。

○副議長(伊澤史朗君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 普通に自分でやりたいという気持ちがあれば、ちゃんとした説明。聞かれなかったから説明しないというような答弁は、僕はおかしいと思います。ちゃんとやりたいことに対して、今までほかの議案とかそういうふうになってくるので、同じ議案が出てきて説明もなかったというのは、逆に議会軽視だと思いますけれども、それに関してどう思われるかお伺いいたします。

○副議長(伊澤史朗君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 私どもは、全員協議会で議案を全部ご提示申し上げます。その中でご質疑があるかどうかは、議会の皆さんのほうのご判断になるかと思います。その中で質問を求められないものについては、答えようがありませんでした。これが議会軽視には当たらないと、私は思っております。

○副議長(伊澤史朗君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 3月議会でも私言っていますけれども、町長、自分でおっしゃっていますよね。そのときに出た議案、その日にとかそういうものにすぐお答えするのがふさわしいのか、ふさわ

しくないのかという問題から言えば、ではもっともっとできるだけ早く出してもらって、その期間があるようにしていただけるような格好をとっていただきたいということで言っていますけれども、実際、その議案を当日に見て質問できるかどうかという問題もいろいろ出てくると思うので、そういうふうに分かれば説明しないというご回答でよろしいのかお尋ねします。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 通常的に行ったわけでございます。これはやはり私の思いとして、今回再提出をさせていただきました。これは選挙公約でございます。私が町民の皆様に公約したものでございますので、ぜひ公約を果たさせていただきたいという思いと、当初予算に増額分を計上しておりませんでした。この町の大変厳しい中で精いっぱい尽くすのが、私の使命というふうに考えております。したがって、そのような思いで一切をご提示申し上げております。これが議会全員協議会に提出する一番早い手だてだったということをご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 今、同僚議員の質問の答えに、選挙公約という町長からの答弁ありましたけれども、選挙公約というのであれば、町長は50%という選挙公約を持っているのです。なぜ20%上乗せの70%なのでしょう、その根拠を教えてください。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 3月議会でも同じ答弁したかと思いますが、やはり双葉町の今の財政状況、そんなに豊かではございません。せっかく安定しようとしていたやさきにこのような状況になりました。町の台所を預かる立場としては、やはり昨年度も70%だったということで、選挙公約は50ですが、やはり昨年と同じ70ということに決断をしたわけでございますので、この20%の差というのは、まさにこれからの双葉町を考えた場合も含めて、まだまだ歳入についての確たるものがございません。本当に先が見えない交付金、交付税等の収入で賄っておる関係上、そんなに私は心が晴れて、この財政運営、町政運営をしているわけでございません。したがって、せめて私ができることといえば、我が身を削るということでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（伊澤史朗君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） ただいま財政の厳しさで、我が身を削って歳費を削減するというふうなことですけれども、果たして今の行政執行の中で、無理、無駄、むらはないのでしょうか。私は、そこをしっかりと執行することによってやればよいというふうに思っているのです。決していたずらに自分の給与を下げたり上げたりするものではないというふうに思うのですが、もう一度お伺いします。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 決していたずらには考えておりません。私の精いっぱいの努力の中で、このように判断したということをご理解いただきたいと思っております。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は、この議案に反対させていただきます。その理由は、給料の減額をするのであれば、言いわけの部分をつくらずに、多くの町民とお話をしていただくためにも、とるものとは違って、ぜひともちゃんとした行政運営をしてほしいので、この議案には反対させていただきます。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 私、3月議会でも賛成させていただきました。今回も出てきましたが、私は町長の今のご質問に対する答弁に対しまして、この議案には賛成したいと思います。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○副議長（伊澤史朗君） 起立少数です。

よって、議案第42号は否決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第10、議案第43号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号 職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長(伊澤史朗君) 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○副議長(伊澤史朗君) 日程第11、議案第44号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長(伊澤史朗君) 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○副議長(伊澤史朗君) 日程第12、議案第45号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号 双葉町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長(伊澤史朗君) 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○副議長(伊澤史朗君) 日程第13、議案第46号 双葉町子育て応援基金条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号 双葉町子育て応援基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長(伊澤史朗君) 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第14、議案第47号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（伊澤史朗君） 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○副議長（伊澤史朗君） 日程第15、議案第48号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第2款総務費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 5の財産管理費、18の備品購入費、マイクロバス、町バスだと思うのですが、この町バス、これはどこに置いて、どういう使い方をするのかお尋ねします。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 現在のバスは大変老朽化いたしました。多方面に使う関係上、安全を優先するためあるいは利便性を優先するためということではありますが、現在は旧騎西高校にあります。旧騎西高校から中心に要望があったところに動く、使わせるという考えでございます。

○副議長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 聞いたことにお答えください。老朽化しているとかそういうのは聞いていないので。騎西高校に置いて、福島 of 仮設とかそういうところで要望あったときに、経費がすごくかかると思うのですけれども、最初から福島に置いてそういうような対応するのが、やっぱり使う人も多い、住民が半数以上いるところに設置するのが普通だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に総務課長からご説明申し上げます。

○副議長（伊澤史朗君） 総務課長、武内裕美君。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員の質問にお答えいたしたいと思います。

現在、福島県内につきましてはの状況であります。福島市、これにはさくらと平野仮設住宅がございます。この2つの仮設住宅の人たちの買い物あるいは病院等のための巡回バスを、1日3便運行しております。それから、いわきの南台であります。これも同じように、同じ目的で1日5便というようなことで運行しております。そのほか郡山の福島支所におきましては、10人乗りのワゴン車も配備しております。これらを有効に活用して、それでもなお不足があるという場合については、今回お願いしているマイクロバス、これもこのものだけではございませんので、県内のほうに要望があれば、そちらのほうにも振り向けていきたいというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 人数的なものを言ったら、半数以上の人が福島県にいらっしゃる。そっちは、

では10人乗りのバスで、こっちに借り上げも含めて千二十数人いるところには、29人乗りのバスを置くというふうに聞こえるのですけれども、普通だと福島に置いたらいいではないですか。ちゃんと多くの人たちが、買い物とかそういうのはありますけれども、町民同士の交流とかそういうのにも使えるのではないですか、仮設間の。そういうことを考えて、置く設置場所はちょっと考えていただきたいと思うのですけれども、答弁をお願いします。

○副議長（伊澤史朗君） 答弁を求めるわけですか。

○5番（菅野博紀君） 答弁をお願いします。それ、どう思うのですか。何で少ないところに置くのですか。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今、需要に応じてという答弁させていただきました。その要望に応じて、今後用立てをしていくつもりでございます。バス会社のほうからも、使っていただけませんかという話もございますので、どんどんとそういう要望にはこたえていきたいと考えております。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第3款民生費。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 災害救助費でございますが、需用費の光熱費の中身を教えてください。540万円ですね。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、福島支所長の大橋のほうからご説明申し上げます。

○副議長（伊澤史朗君） 福島支所長、大橋君。

○福島支所長（大橋利一君） 岩本議員のご質問にご説明いたします。

ただいま災害救助費の需用費、光熱水費の内容ということでございますけれども、これはいわき市南台の応急仮設住宅内に避難されている方々の個別の水道料金のほうの、失礼しました。その応急仮設住宅一括して、いわき市の水道局のほうからまとめて請求がありますので、それらについての町のほうでの一括払いのほうの費用になってございます。

以上でございます。

○副議長（伊澤史朗君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 南台仮設の水道費ということですがけれども、入居してから4月まで水道代を徴収しなかったというか、入居者の方は水道代がかからないというふうに思っていたというふうに思うのですけれども、それで4月になって、これまでの水道費をさかのぼって徴収したということで、南台の方は本当に水道代を支払うのに、大変負担になっているのではないかとこのように私は思って

いるのですけれども。その徴収の仕方、一括で徴収をしているのか、それとも入所者の負担にならないようにというか、入所者の方の都合によって分割でお支払いを受けるとか、そういうふうな対策はとっているのでしょうか、お願いします。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

これは3回に分けて分割でお願いをいたしております。いわき市といろいろ直接徴収ということでお願いしてまいりましたが、なかなかこれが折り合いがつかなかったということで、遅れたことに対しては大変申しわけないと思っております。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第4款衛生費。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 2番予防費の14、使用料及び賃借料のバスの借上料の内容を教えてください。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） このことについては、健康福祉課長のほうから説明を申し上げます。

○副議長（伊澤史朗君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 岩本議員のご質問にご説明を申し上げます。

衛生、予防費の使用料及び賃借料のバス借上料についてであります。これにつきましてはホールボディーカウンターを埼玉支所でやるという前提でありまして、福島県内の方を埼玉支所に来ていただいて内部被曝検査を行うということでありまして、バス89台を想定しております。1台14万5,000円ということで1,090万5,000円ということになっております。

以上であります。

○副議長（伊澤史朗君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 県内にいる町民の健康管理ということで、先日寄贈いただいたホールボディーカウンターで内部被曝を検査するということですが、県内からこれだけのバスの借上料をかけてホールボディーカウンターを受けに行かせるということに対して、先ほどもちょっと言ったのですが、本当に無理、むらがないのか。バスで来られる方もいると思いますが、長い距離、個人で車で来られる方もいると思うのです。自分の健康管理のために来るのに、途中で事故でもあったらどうするのですか。こういう長い距離を、無理してここにホールボディーカウンターを受けに来なければいけないことに対して、やはり考えなければいけないと思うのです。県内で受けられるようなことはお考えないですか、答弁ください。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この試みは、バックグラウンドの低いところにおいて調査をして、この出

た結果は疫学調査のほうに回ります。専門の分担のほうに回っていきます。今、ここだけでは考えておりません。県内にも当然これから設置する予定ですが、このデータの差をまず見ていきたいと考えております。そして、また今回寄贈された方のご意向もあるものですから、こちらのほうにとりあえず置いたということをご理解いただきたいと思います。もちろん個人で来られる方については、大変危険であります。そのためにバスに同乗していただいて、検査を受けていただくという試みでございます。

○副議長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） まず、このバス89台ということなのですが、福島県内に約3,600人いらっしゃいますので、全員を対象にしていましませんよね。1日あのホールボディーを一生懸命頑張ってやって、24人という全協の説明だったですよ。24人ぐらいずつという話だったですよ。それがバスが89台、1台に、これを3,600人で割ると150人乗らなくてはならないです。それを24人の計算でやったときに2,136名の対象で、あとの約1,000人の方、どうするのですか。全町民を対象にやるのであれば、ちゃんとした予算どりをしなくてはならないのではないですか。ましてや、多くの方々がいらっしゃるの、さっきの同僚議員が言った無駄な部分が出てくるのではないですか。福島県に置けば、これだけの交通費はかからない。上の高速使用料取っている4万4,000円、これに関しても、かかる部分は出てくるでしょうが、ほぼこんなにかからない状況でできるようになるのに、この予算執行するのに対しても、相手側のご意向があるのはわかります。何でこちらの事情も話さないのですか。あと、対象がなぜ全員ではないのかというのを教えてください。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） もちろん全町民、全国におられる町民には検査を受けていただきたいと考えております。したがって、1台だけでは足りません。これから台数をふやして、福島の方にまた1台導入して、地元の方には、県内の方には県内あるいは県外の方には埼玉ということで考えております。とりあえず、今1台だけですので、早急に必要の方を早急にやるということで、この金額になっております。もちろん足りない金額かもしれません。これはまた補正をさせていただきたいと思っております。

○副議長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 全員やる、足りない金額、全然答弁になっていないではないですか。最初から全員対象だったら、ここに全員分のを入れなくてはならないではないですか。減額補正だったらわかりますけれども、最初から足りない分の見積もりというのはおかしいではないですか。福島県に置く。現時点でそういうほかに補正出てきていますか、購入資金の。何も出てきていない中で、全町民が対象だというのであれば、福島にいる人にバスを出すのであれば、3,600人が対象にならなくてはならないのに、2,136名分しかないですよということを言っているのです。約3,600人の人たちのバス代をとっていないでしょうと聞いているのです。でなかったら、早急に入れるとか何とかと、同時進

行で器械を入れるような段取りをしてから、そういう答弁だったらわかりますけれども、その外れている分はこっちにあれしますよというのでやるのだったらわかります。

それと、経費の部分で福島に置いたほうが、3,600人というのはうちの町の過半数以上なのです。そっちの分の経費の部分もちゃんと考えていただきたいと。バックグラウンドが低いところは、福島県内にもありますので、福島県全体がバックグラウンドが高いわけではありません。いかにも今の町長の答弁だと、福島県は全部バックグラウンドが高いような話をしていますが、福島県全体ではないということがあるので、今のご答弁に関しては僕は納得いかないのです。福島県の足りない分の人数のことと、福島県がバックグラウンドが高いというようなものに関しては、発言取り消してほしいぐらいです。会津、猪苗代とか、本当に浜のほうでは結構バックグラウンド低いところも出てきているので、それは答弁としてはおかしいと思います。根拠のないことに対して、福島県、僕は福島県人なので、福島県をあれされるような答弁は控えていただきたいと思います。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） バックグラウンドというのは、確かに県内にばらつきがあることは存じております。この積算根拠については、もう一度健康福祉課長のほうからご説明申し上げます。

○副議長（伊澤史朗君） 竹本課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員の質問にご説明申し上げます。

福島県内に約3,600人いるということで、全員対象になっていないということではありますが、これにつきましては対象者2,100名程度を今回見込んでおります。これにつきましては約60%となっておりますが、この差額につきましては、自家用車で来られる方、あとは中に受けない方も含めて60%をバスということで見込みました。

以上です。

○副議長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この経費、福島県と埼玉県におった場合の差ってあるではないですか。こっちは例えば1,000人、向こうは3,600人なのだから、このバス代をどちらにかけたら多く、少なく経費ができるかというのを考えていただいたらいいと思うのです。結局、福島から来るのが3,600人とすれば、こちらにいたのが例えば1,000人とすれば、バス代だってどっちがかからないか考えたほうがいいかと思うのです。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員のご質問に対しまして、健康福祉課長から説明を申し上げます。

○副議長（伊澤史朗君） 竹本課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員の質問にご説明申し上げます。

今回の経費につきましては、当面福島県内を対象ということで、受検状況、どのようなことで人数によっていつまでかかるかもわかりませんので、当面福島県内をやって、その後にはほかについて

は検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） ホールボディーカウンターを福島に持っていった金額と、町民をこちらに来てもらう金額というのは、どちらが差があると思うかということなのです。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員のご質問にお答えいたします。

福島県内にも設置いたします。しかし、今設置してあるものについては、県内の方のほうを優先してやっていきたい。もちろん県内のほうにも設置するわけですので、設置ができて運用開始になれば、これは必要ではありませんけれども、疫学調査上の問題もあって、こちらのほうでまず早急にやりたい方を検査させていただきたいという考えでございますので、こちらのほうにある。そして、将来的には、関東圏のほうにこの後受けてもらうという形で考えております。

○副議長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 疫学調査って福島県ではできないのですか。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） もちろんどちらでもやらなければなりません。今、疫学調査ということで、県内のよその町村、双葉町あるいは遠くに離れた町村の方にもご協力いただくようなことを検討しております。これはやはり専門的な分野でありまして、詳しく私は知見しておりません。これは大学教授のほうで今後やっていくという予定になっておりまして、より正確なデータをつくっていく必要があるために、疫学調査が今後入ってくるということでございます。

○副議長（伊澤史朗君） 羽山議員に申し上げます。3回過ぎております。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） いつまで福島に設置する気なのか、期限を切っていただきたい。教えていただきたいです。

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのところは期限は切れませんが、県とこれは協議中でございます。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第12款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 第13款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号 平成24年度双葉町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長(伊澤史朗君) 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎推薦第1号の採決

○副議長(伊澤史朗君) 日程第16、推薦第1号 双葉町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

暫時休議します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○副議長(伊澤史朗君) 会議に戻します。

平成24年7月7日任期満了に伴う改選に当たり、農業委員会等に関する法律第12条第2号並びに双葉町農業委員会の選任による委員の定数に関する条例に基づき、4人以内の学識経験者を推薦するものとします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は2人としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は2人とすることに決定しました。

お諮りします。双葉町農業委員会委員の推薦方法については、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長の私が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

暫時休議いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○副議長(伊澤史朗君) 会議に戻します。

双葉町農業委員会委員の推薦について、西内芳徳君、小川貴永君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を双葉町農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 異議なしと認めます。

したがって、双葉町農業委員会委員には、西内芳徳君、小川貴永君、以上の2名を推薦することに決しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○副議長(伊澤史朗君) 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎決議案の提出

(「議長」と言う人あり)

○副議長(伊澤史朗君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 決議案を提出します。

○副議長(伊澤史朗君) 暫時休議いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時16分

○副議長(伊澤史朗君) 会議に戻します。

ただいま菅野博紀君ほか4人から、町長井戸川克隆君不信任の決議案が提出されました。

◎日程の追加

○副議長(伊澤史朗君) 本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○副議長(伊澤史朗君) 起立多数です。

よって、町長井戸川克隆君不信任の決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(伊澤史朗君) 追加日程第1、町長井戸川克隆君不信任の決議案を議題とします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○副議長(伊澤史朗君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) 双葉町長の不信任決議。

本議会は、双葉町長井戸川克隆君を信任しない。以上、決議する。

平成24年6月21日。双葉町議会。

理由。昨年3月11日の東日本大震災並びに福島第一原発事故の災害以降、町民に対する避難地の決定や義援金辞退問題、町の復旧・復興など早急に対応しなくてはならないものなど、総合的に判断し、3月定例議会で発議した6月末までの役場機能移転についても、一般質問でも具体的な内容の答弁がない。多くの町民の声を聞くと公の場で言っているが、町民の話を聞くこともなく、非常に稚拙で拙速であり、住民不在の対応であると言わざるをえないと思われ、そのすべての責任は双葉町長井戸川克隆君にあることが認められるため、不信任とする。

○副議長（伊澤史朗君） 提案理由の説明を終わります。

（「議長」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの理由をお聞きしますと、私にとっては大変承服しがたいことでもあります。この中にあります「一般質問でも具体的な内容の答弁でない」、これはいつの議会でしょうか。それから、「非常に稚拙で拙速であり、住民不在の対応であると言わざるをえないと思われ、その責任は」と言われておりますが、もっと詳しい資料等を求めたいと思います。

私は、一生懸命町勢進展並びに町民の皆さんのために頑張ってきております。このような不名誉なことを言われることはないと考えております。したがって、この決議案については、私は承服しがたいことをここに申し上げたいと思います。

○副議長（伊澤史朗君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 私は、今の不信任決議について、まず皆さんこのつらい避難時期、今の時期にやられるのかと。あと、今の理由、この理由については、私個人的には不信任に当たらないと判断させていただきたいと思いますので、反対いたします。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） 私は、この議案に対し総合的に考えて、昨年の6月以降、この議案に賛成したいと思います。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 私は、昨日の一般質問の中で年度内に戻ることが明らかになりましたので、

一定の理解をいたします。一日も早く実現をして、町と議会が一つになって復興計画を早期につくらなければいけないというふうに私は思いますので、この決議案には反対いたします。

○副議長（伊澤史朗君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（伊澤史朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、町長井戸川克隆君不信任の決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

町長不信任の決議については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。出席議員は7人であり、議員数の3分の2以上です。また、4分の3は6人です。

本決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立者5人）

○副議長（伊澤史朗君） 起立者5人。

ただいまの起立者は4分の3に達しません。

よって、町長井戸川克隆君不信任の決議は否決されました。

◎閉会の宣告

○副議長（伊澤史朗君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時25分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

副 議 長 伊 澤 史 朗

署名議員 高 萩 文 孝

署名議員 菅 野 博 紀